

# 第2期静岡県公共施設等総合管理計画

静岡県

令和7年3月策定

## 目次

はじめに	1
1 第2期計画の概要	2
<b>第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し</b>	<b>3</b>
1 公共施設等の状況	3
(1) 対象施設	
(2) 財政状況	
(3) 施設保有量及び老朽化状況	
① インフラ資産	
② 公共建築物・土地	
③ 有形固定資産減価償却率の推移	
2 人口の見通し	8
3 公共施設等の維持管理・更新費の将来見通し	9
(1) インフラ資産	
(2) 公共建築物・土地	
(3) 将来負担見通しに対する財源	
4 第1期計画（2015～2024（平成27～令和6）年度）の総括	12
(1) インフラ資産	
(2) 公共建築物・土地	
(3) 地震・津波対策	
<b>第2章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>	<b>21</b>
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	21
(1) 全庁的な取組体制の構築	
(2) 情報管理・共有方策	
(3) 国・市町との連携	
2 現状や課題に関する基本的な認識	22
(1) 維持管理・更新	
(2) ニーズの変化	

- (3) 管理目標の設定
- (4) 地震・津波対策

3 フォローアップの実施方針	23
----------------	----

<b>第3章 施設類型ごとの取組方針</b>	24
------------------------	----

1 インフラ資産	24
----------	----

- (1) 現状や課題に関する基本的な認識
- (2) 第2期計画で目指す姿
- (3) 管理に関する基本的な考え方
- (4) 第2期計画における取組

2 公共建築物・土地	31
------------	----

- (1) 現状や課題に関する基本的な認識
- (2) 第2期計画で目指す姿
- (3) 管理に関する基本的な考え方
- (4) 第2期計画における取組

<b>資料編</b>	44
------------	----

## はじめに

本県では、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間を計画期間とする静岡県公共施設等総合管理計画（以下「第 1 期計画」という）を、平成 26 年度に策定しました。

第 1 期計画では、公共施設等の適切な維持保全と財政負担の軽減の両立を図るため、長期的な視点から公共施設等を取り巻く課題を客観的に把握・分析し、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めて、様々な取組を行い、3.25%の延床面積を削減しました。

一方で、第 1 期計画を策定してからの 10 年間で、人口減少の加速、保有施設の老朽化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機としたDXの急速な進展など、本県の公共施設等を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。

今回、第 1 期計画期間の終了を受けて、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とする、第 2 期静岡県公共施設等総合管理計画（以下「第 2 期計画」という）を策定しました。

第 2 期計画では、第 1 期計画期間の総括を行うとともに、令和 7 年度から令和 16 年度までを計画期間とする中期財政計画や、昨今の社会情勢の変化を踏まえて、第 2 期計画で取り組むべき事項を定めています。

県が保有する公共施設等について、この地に生きる誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、また、良好な状態で次世代へ引き継いでいけるよう、強い使命感を持って、引き続き、最適管理に取り組んでいきます。

なお、この計画は、国土交通省のインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）及び総務省の総合管理計画策定指針（平成 26 年 4 月）において、全国の自治体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」として位置づけられるものです。

# 1 第2期計画の概要

## (1) 計画期間

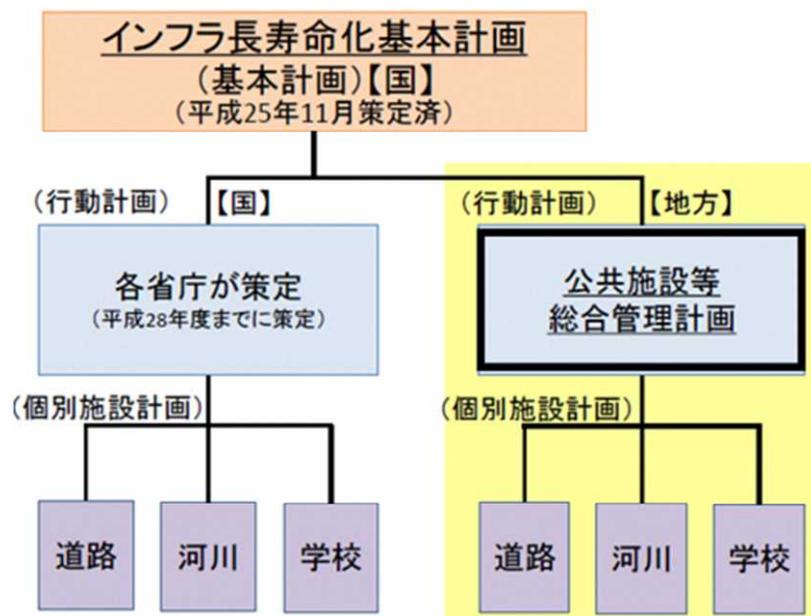
令和7年度から令和16年度（10年間）

## (2) 対象施設

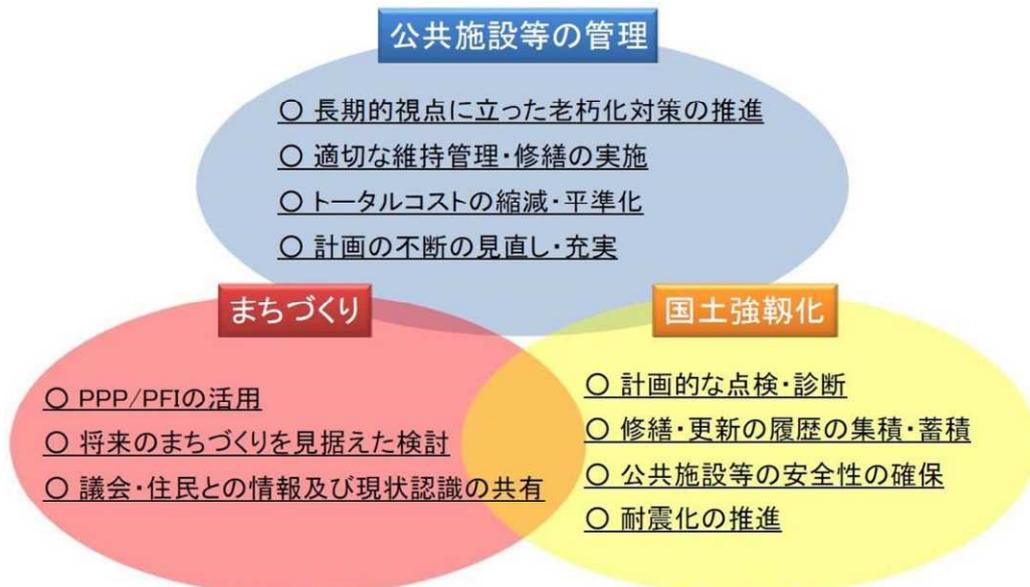
財務諸表の貸借対照表における分類において、県が管理する普通会計及び公営企業会計に属する資産で、非金融資産のうちのインフラ資産及び事業用資産のうちの公共建築物・土地

## (3) 全体体系

【総合管理計画の全体体系】



【取組の推進イメージ】



# 第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

## 1 公共施設等の状況

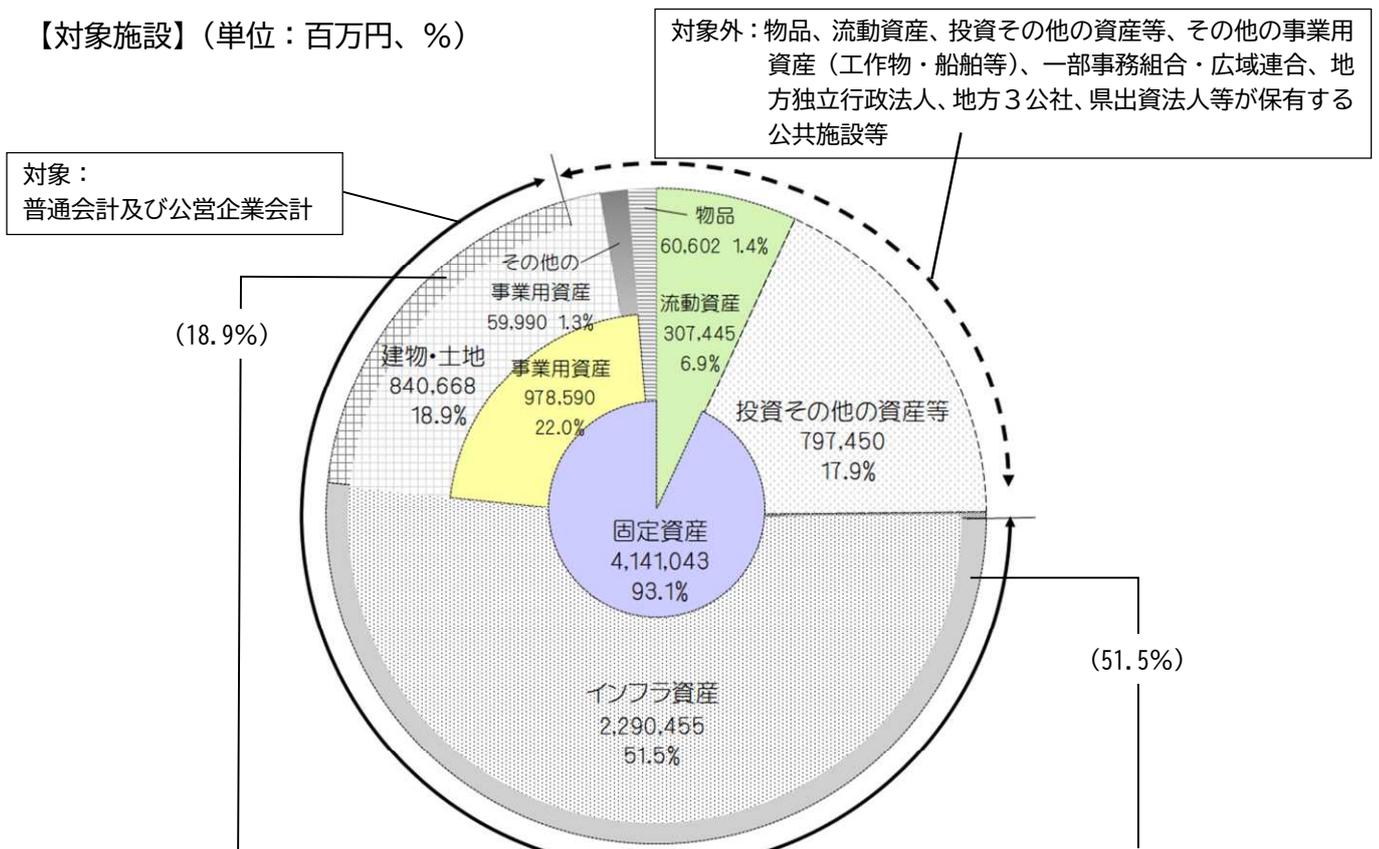
### (1) 対象施設

本計画の対象施設の範囲は、財務諸表の貸借対照表における分類において、県が管理する普通会計及び公営企業会計に属する資産で、非金融資産のうちインフラ資産及び事業用資産のうち建物・土地（以下、「公共施設等」という）とする。

施設種別（用途）としては、次ページに示すとおり、インフラ資産は、道路、河川、海岸、砂防、港湾、水道・工業用水道等であり、また、建物・土地は、庁舎等、教育施設、警察施設、県営住宅、職員住宅等である。

これらの対象施設の県資産における割合を大まかに金額ベースで見た場合、インフラ資産が51.5%と多くを占め、建物・土地で18.9%、併せて全体の70.4%となり、県の保有する資産の大半を占めている状況である。

【対象施設】（単位：百万円、%）



建物・土地の内訳（単位：百万円、%）

会計種別	金額（百万円）	割合（%）
普通会計	819,584	18.4%
清水港等港湾整備事業特別会計	20	0.0%
県立静岡がんセンター事業会計	21,064	0.5%

インフラ資産の内訳（単位：百万円、%）

会計種別	金額（百万円）	割合（%）
普通会計	2,046,300	46.0%
清水港等港湾整備事業特別会計	118,145	2.7%
水道事業会計	48,220	1.1%
工業用水道事業会計	32,769	0.7%
静岡県流域下水道事業会計	45,021	1.0%

（令和5年度静岡県財務諸表 連結貸借対照表より）

【公共施設等一覧】

(令和6年4月1日現在)

	施設	内 訳	施設数	管理延長
インフラ資産	道路	舗装延長 2,724km、橋梁 3,304 橋、トンネル 149 箇所、斜面施設(コンクリート吹付・モルタル吹付・法枠工) 760 万㎡、横断歩道橋 158 橋、門型標識 38 基、シェッド 9 箇所、大型カルバート 19 基 等	243 路線	2,781km
	河川	堤防(護岸)1,030km、ダム 3 基、水門・陸閘・樋門・機場・堰(電動) 48 基、水門・陸閘・樋門・樋管(手動)110 基 等	520 河川	2,578km
	海岸	堤防、護岸 46km、水門・陸閘(電動)11 基、陸閘・樋門(手動)21 基 等	23 海岸	97km
	砂防	砂防施設 1454 箇所、急傾斜施設 1478 箇所、地すべり対策施設 77 箇所	3,009 箇所	—
	港湾	水域施設 127 施設、外郭施設 366 施設、係留施設 261 施設、臨港交通施設 217 施設、荷さばき施設 118 施設、保管施設 59 施設、船舶役務用施設 22 施設、廃棄物処理施設 2 施設、港湾環境整備施設 4 施設 等	14 港	—
	漁港	係留施設 151 施設、外郭施設 420 施設 等	8 港	—
	空港	滑走路延長 2,500m、誘導路延長 2,841m、エプロン舗装面積 71,405 ㎡等	1 空港	—
	下水道	処理場 2 処理場、管路延長 約 42km、ポンプ場 1 箇所	—	—
	公園	県営都市公園 479.2ha	7 公園	—
	農地	農業水利施設 844 施設	—	—
	森林土木	治山施設約 26,000 施設、林道施設 11.5km	—	—
	上水道	管路総延長 水道 370km	—	370km
	工業用水道	管路総延長 工業用水道 380km	—	380km
交通安全施設(警察所管)	信号機 6,837 基、交通情報板 89 基、大型標識 7,359 基 等	—	—	

※治山施設は山林内に点在しており、正確な施設数を把握することが困難であるため、「約」と記載している

	施設類型	内 訳	施設数	延面積(㎡)
建物(公共建築物)	庁舎等	本庁舎、総合庁舎、単独事務所、支所 等	40	243,881
	研究施設	研究所、家畜保健衛生所、放牧場、育種場、原子力防災センター 等	40	164,688
	研修施設	総合教育センター、もくせい会館	2	33,146
	集客施設	公園、体育施設、静岡空港、県立中央図書館、県立美術館 等	35	350,223
	貸館施設	グランシップ、プラサヴェルデ、あざれあ、青少年会館、労政会館、産業経済会館 等	9	101,131
	福祉施設	シズウェル、児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設 等	14	53,511
	高等学校	高等学校	119	1,307,224
	特別支援学校	特別支援学校	36	193,989
	社会教育施設	朝霧野外活動センター、焼津青少年の家、三ヶ日青年の家、観音山少年自然の家	6	24,637
	教育(知事部局)	専門学校 等	13	69,287
	警察施設	警察署、運転免許センター、交通管制センター 等	52	165,062
	警察その他	交番、駐在所 等	306	33,896
	県営住宅	県営住宅	103	931,873
	職員住宅	公舎、職員住宅、寮 等	205	155,328
	その他	書庫・倉庫、山林、跡地・貸付地、地下水観測井等、上記に分類されないもの	203	8,961
	計		1,183	3,836,838
土地	行政財産(公共用財産)43,118,728 ㎡、行政財産(公用財産)3,243,859 ㎡、普通財産 914,407 ㎡			

※ 地方独立行政法人が保有する施設等については、本県が所有していないが、設立団体が所要の財源措置を講ずることとされているため、県が維持管理・更新費等の財政負担を行っている施設(静岡県立大学、静岡文化芸術大学、静岡社会健康医学大学院大学)についても、本計画の対象となる。

ただし、当該施設については、本県が所有している施設ではないため、延床面積の削減に関する管理目標に関しては対象外となる。

※ 静岡がんセンターは、本計画の対象だが管理目標の対象外となる。

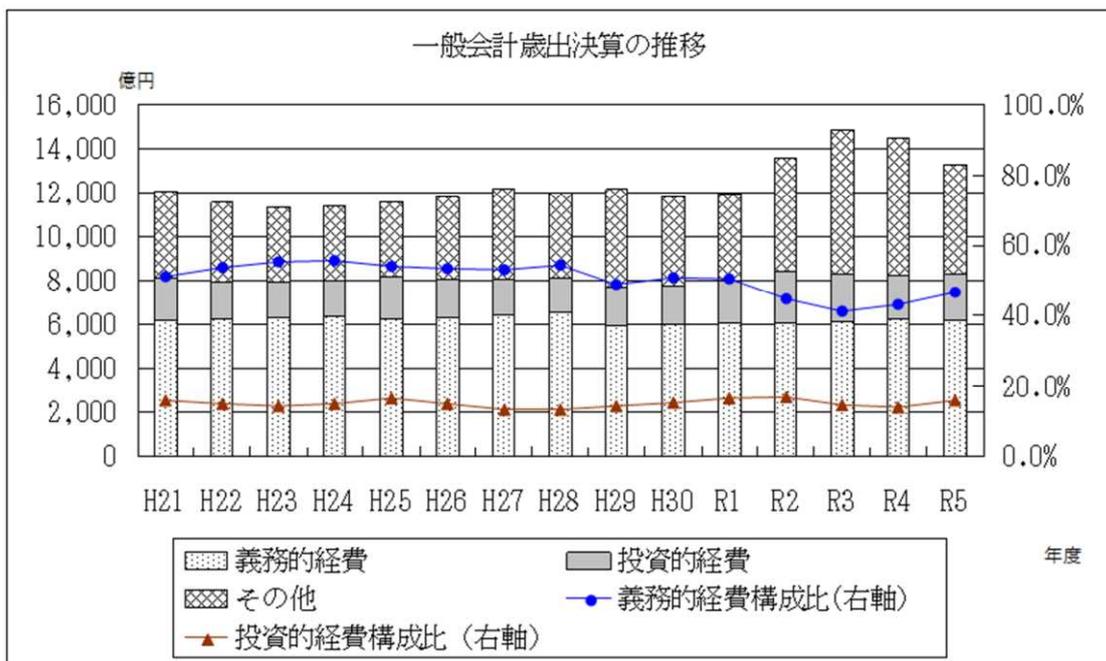
## (2) 財政状況

本県の一般会計においては、義務的経費の割合が高止まりしているが、これは医療や介護等の社会保障関係経費の増大によるところが大きい。

また、道路や橋梁、公園、学校などの建設や建替え、改修といった社会資本を整備するための経費である投資的経費については、国の国土強靱化対策や学校の老朽建替え等により、近年増加傾向である。

国の中期財政フレーム等により地方交付税等の地方一般財源総額が据え置かれることを前提とすると、高齢化の進行による社会保障関係経費の増大等により、今後の財政状況も引き続き厳しいことが想定されるため、現在の行政サービス水準を維持するためには、歳出のスリム化や歳入の確保に一層取り組みつつ、限られた財源を有効に活用する必要がある。

【一般会計歳出決算の推移】



【一般会計決算状況】

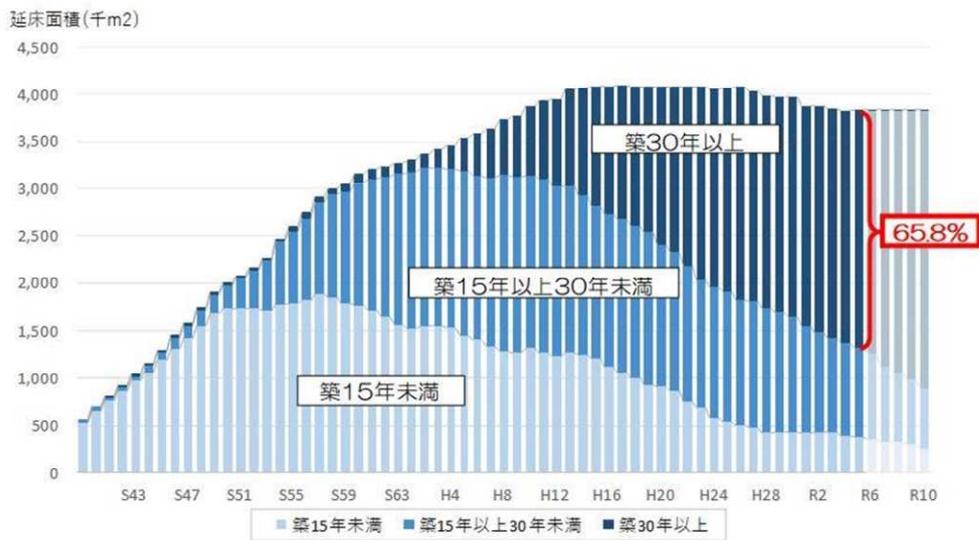
(単位：億円)

区分		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度 (当初)
歳出	義務的経費 (構成比)	6,093 (44.9%)	6,137 (41.3%)	6,243 (43.1%)	6,198 (46.6%)	6,485 (49.3%)
	その他	7,479	8,717	8,232	7,094	6,675
	合計 (A)	13,572	14,854	14,475	13,292	13,160
歳入	県税	4,320	4,859	5,174	4,970	4,970
	地方交付税	2,645	2,295	2,116	1,929	1,865
	その他	4,513	4,590	4,639	4,537	5,770
	合計 (B)	13,609	14,908	14,526	13,340	12,605
財源不足額 (B-A)		37	54	51	48	△555

※△印：不足額



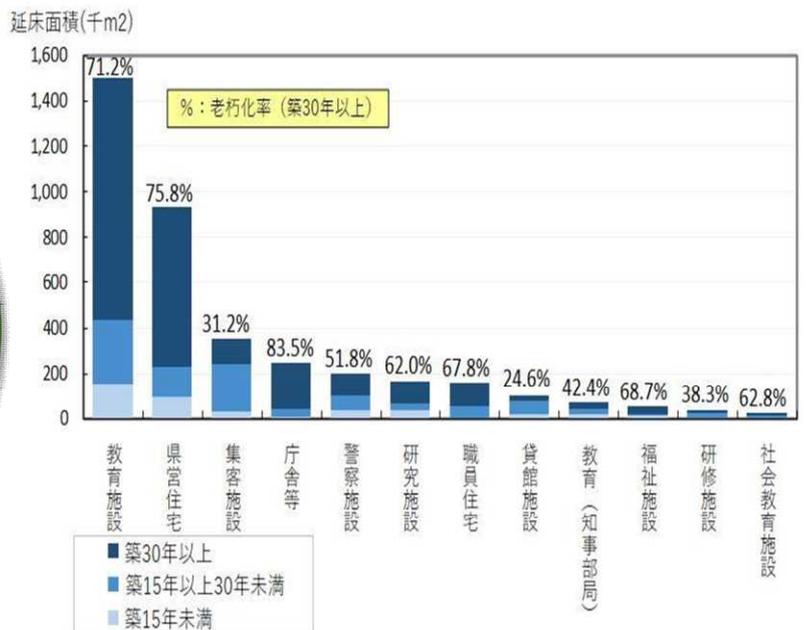
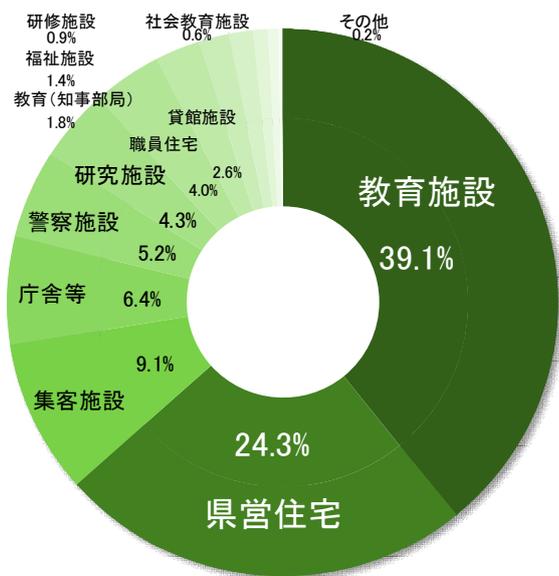
【公共建築物の建設年次別老朽化状況】（令和6年4月1日現在）



現在、本県が保有している公共建築物の用途別内訳は、教育施設39.1%、県営住宅24.3%で63.4%を占める状況となっている。これらの施設類型ごとに老朽化状況（築30年を経過した施設の割合）に着目すると、教育施設71.2%、県営住宅75.8%、職員住宅67.8%、庁舎等83.5%と、50%を大きく超えており、施設量が多いこれらの施設群こそが、深刻な老朽化に直面している状況であることがわかる。

【公共建築物の用途別内訳】

【老朽化施設の割合】



### ③ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（インフラ資産・事業用資産）の減価償却がどの程度進んでいるかを示している。数値が100%に近づくほど保有資産が法定耐用年数に迫っていることになるが、本県では、令和5年度には7割を超える71.2%となっており、老朽化の進行が明らかとなっている。

(単位：%)

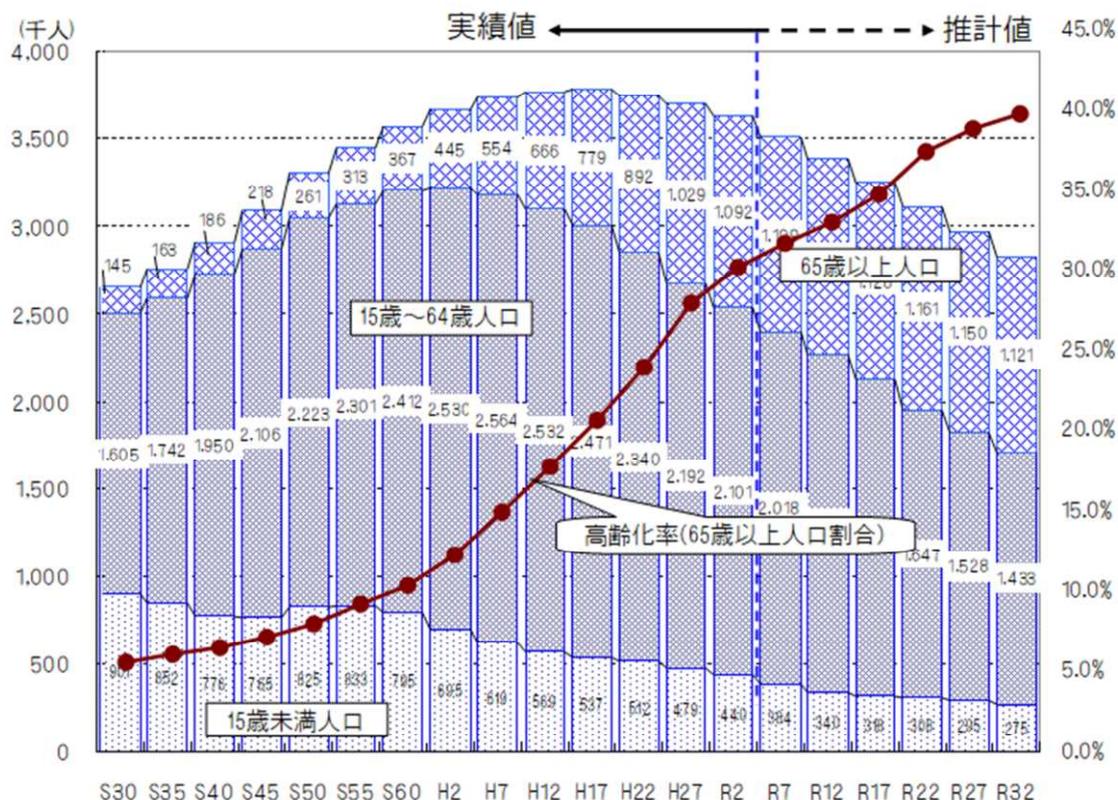
年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
有形固定資産減価償却比率	69.5	70.2	70.6	71.0	71.1	71.2

## 2 人口の見通し

我が国においては、平均寿命の延伸と少子化の進行を背景に、世界に例のない早いスピードで高齢化が進む中で、国勢調査ベースでは、総人口は2005（平成17）年に減少局面に入り、これまで経験したことのない本格的な人口減少社会を迎えている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口」（令和5（2023）年推計）によれば、本県の将来人口は、2020（令和2）年の363万3千人から、2050（令和32）年には282万9千人となり、約22%の人口減が見込まれている。年齢階層別においては、0-14歳人口が約20%減、15-64歳人口が約12%減、65歳以上人口が約32%増と、少子高齢化が一層進む推計となっている。

【静岡県将来人口推計】



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口」（令和5（2023）年推計）

### 3 公共施設等の維持管理・更新費の将来見通し

#### (1) インフラ資産

インフラ資産については、2018（平成 30）年度における維持管理・更新費に関する投資額が約 198 億円であったのに対し、2019 年度から 2048 年度の 30 年間に想定される年平均の維持管理・更新費は約 341.1 億円と約 1.7 倍に膨らむ見込みとなっている。ただし、予防保全型管理の実施により、費用を約 220.3 億円に抑えて、年平均で約 120.8 億円を縮減できると試算している。

なお、維持管理費・更新費の将来見通しは 2027（令和 9）年度に見直しを行う予定である。

#### 【将来負担の見通し(インフラ資産)】



ケース				維持管理・更新費		
				30年間合計 (億円) A	年平均 (億円) B=A/30	2018年度比 C=B/198
CASE 1	すべて事後保全型管理	予防保全型管理施設	10,232.0	341.1	1.7	
		事後保全型管理施設				対症療法型の管理を実施した場合の推計
CASE 2	予防保全型管理を基本	予防保全型管理施設	6,608.5	220.3	1.1	
		事後保全型管理施設				予防保全を実施した場合の推計
CASE 2 - CASE 1				▲3,624.5	▲120.8	▲0.6

※インフラ資産：道路、河川、海岸、砂防、港湾等

※事後保全型管理：施設の機能等に不具合が発生してから修繕、更新を行う対症療法型の管理

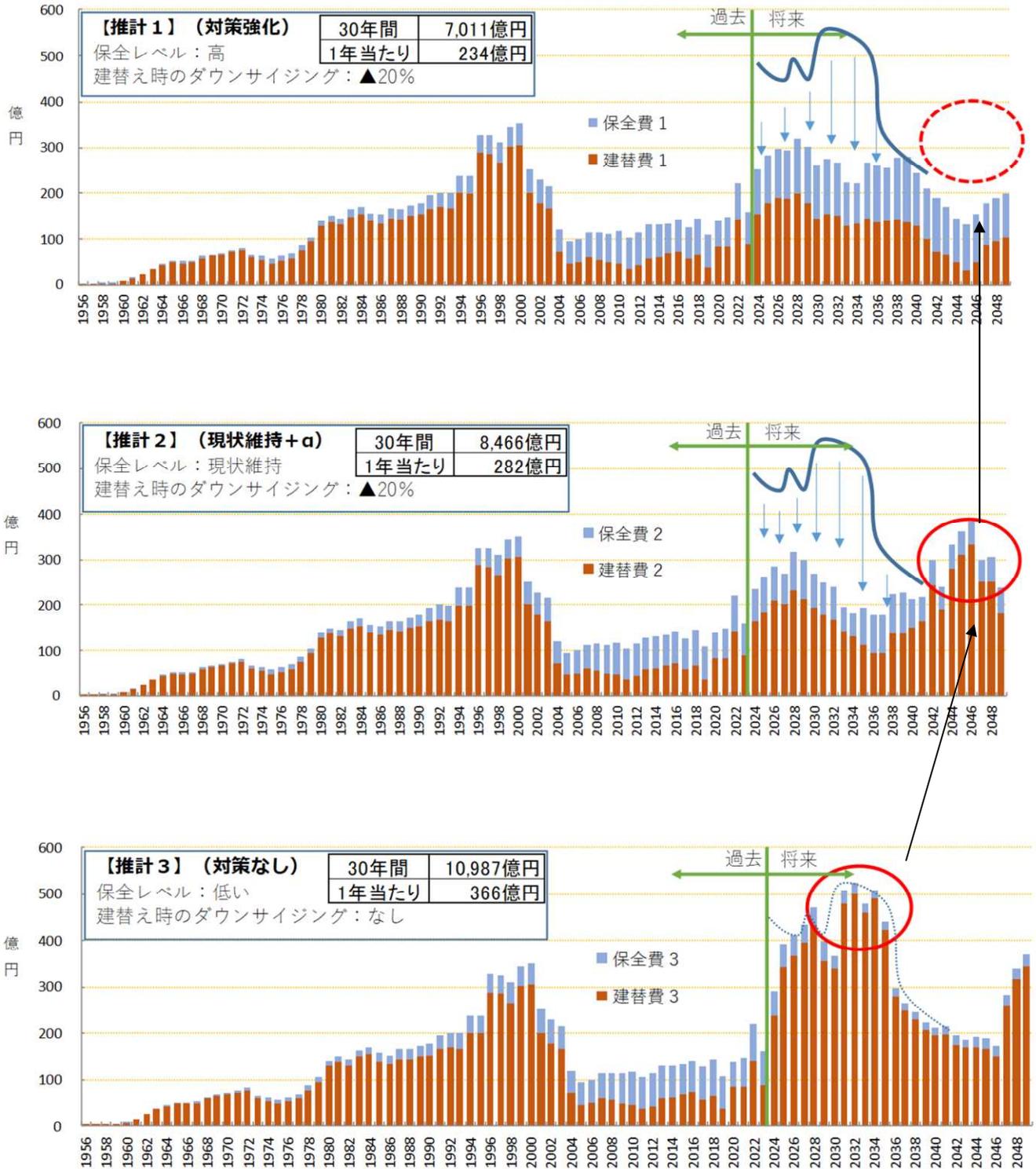
※予防保全型管理：施設の機能等に不具合が発生する前に修繕を実施。初期費用は大きくなるが、施設を延命化するとともに、故障の確率が低減できるため、ライフサイクルコストが縮減。

## (2) 公共建築物・土地

公共建築物については、保全レベルを3段階で設定し、それぞれ試算した結果、保全レベルが高い場合（推計1）と低い場合（推計3）との差が30年間で3,976億円という結果となり、計画的な保全により長寿命化効果が創出され、コスト縮減にも効果があることがわかった。

なお、将来負担の見通しは、2025（令和7）年度に見直しを行う予定である。

【将来負担の見通し(公共建築物)】



### (3) 将来負担見通しに対する財源

今後 30 年間の維持管理、更新等に係る経費試算では、インフラ資産においては、予防保全型管理を進めることで、維持管理費を年間で約 220 億円に、公共建築物においては、計画的な保全などの建物の状態に応じた保全対策を実施することで、年間で約 234 億円に、それぞれ縮減できるという結果となった。

こうした適切な長寿命化対策を着実に実行していくことにより、維持管理コストの大幅な削減が見込まれる一方で、その全てを一般財源により賄うには限界がある。

そのため、対策費用の財源として、地方債（県債）、国庫支出金のほか、2020（令和 2）年 3 月に創設した静岡県県有建築物長寿命化等推進基金なども活用しながら、一般財源の負担軽減と予算の平準化を図る。

【2025（令和 7）年度～2034（令和 16）年度における財源見込み】

（単位：百万円）

#### ① インフラ資産

年度		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
経費見込		16,412	17,884	18,128	17,811	19,735	19,954	17,959	20,067	17,786	17,766
財源内訳	国費	4,698	5,412	5,427	5,311	6,051	6,191	5,324	6,358	5,288	5,168
	国費以外	11,715	12,472	12,701	12,501	13,684	13,763	12,635	13,709	12,498	12,599

（積算における留意事項）

※経費見込は、2018（平成 30）年にとりまとめた「社会資本における維持管理・更新費用の将来推計」とする

※財源内訳は、2021（令和 3）年度の各施設の年度当初予算を元に国費率を算出し、経費見込に掛けることで算出

※経費見込及び財源内訳は、これまでの計画等に基づく推計値であり、予算要求等における計画ではない

#### ② 公共建築物

年度		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
経費見込		27,316	29,939	37,686	23,331	28,434	40,301	21,281	16,213	30,115	24,398
財源内訳	県債	23,219	25,448	32,033	19,831	24,169	34,256	18,089	13,781	25,598	20,739
	県債以外	4,097	4,491	5,653	3,500	4,265	6,045	3,192	2,432	4,517	3,659
	（うち基金）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（積算における留意事項）

※経費見込は、2020（令和 2）年 3 月に個別施設計画を策定した際に試算した推計値とする。

※財源内訳は、2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度の建替え、修繕等の県債割合を算出し、経費見込に掛けることで算出。

※2025（令和 7）年度以降の基金の活用については、積み増し状況を踏まえ決定。

※経費見込及び財源内訳は、これまでの計画等に基づく推計値であり、予算要求等における計画ではない。

## 4 第1期計画（2015～2024（平成27～令和6）年度）の総括

### (1) インフラ資産

#### ① 第1期計画の成果

#### 成果

県では、第1期計画期間において、インフラ資産の計画的な維持管理・更新を推進するため、平成25年3月に策定した「社会資本長寿命化行動方針」に基づき、予防保全型管理による社会資本の効率的、効果的な維持管理・運営を進めてきた。

その結果、令和2年度末までにインフラ資産40施設のうち、予防保全型管理を進める26施設について中長期管理計画策定が完了したことから、インフラメンテナンスの取組は一定の進捗が見られたと考えられる。

一方で、主要な12施設の点検・診断結果では、未だ早期措置段階に該当する診断Ⅲ相当の施設が多くあり、本格的な予防保全段階への移行は完了していない状況である。

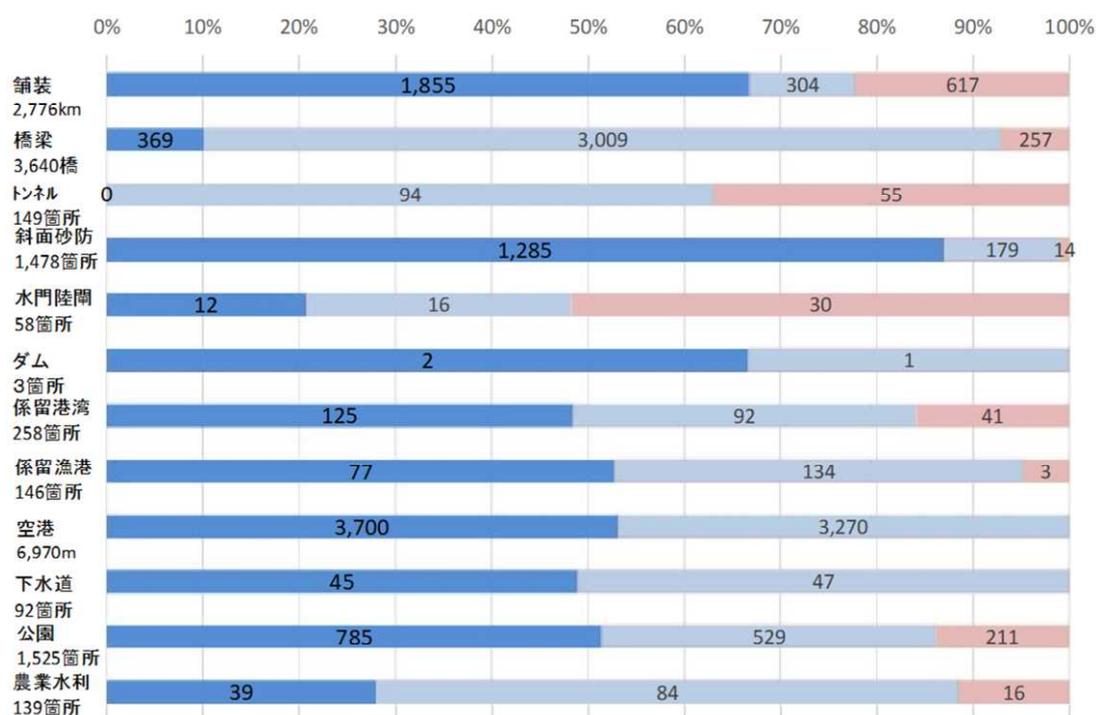
#### 【中長期管理計画策定状況】

策定年度	施設名	施設数
H26	ダム、係留施設（港湾）、係留施設（漁港）	3
H27	橋梁、トンネル、斜面施設（道路）※1、斜面施設（砂防）※1	3
H28	舗装、外郭施設（港湾）、臨港交通施設、公園、空港基本施設、農業水利施設	6
H29	—	—
H30	シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識、堤防・護岸等（海岸）、水門・陸こう※2、砂防・地すべり、外郭施設（漁港）、輸送・水域施設、下水道、農地（ダム等）、治山施設、林道施設	13
R1	—	—
R2	水門・陸こう（港湾）※2、堤防・護岸等（港湾海岸）	1

※1 斜面施設は道路と砂防で1施設として計上。

※2 水門・陸こうは、河川海岸と港湾で1施設として計上。

【主要 12 施設の点検結果（令和 5 年度末時点）】



■ 診断Ⅰ	健全	
■ 診断Ⅱ	予防保全段階	
■ 診断Ⅲ	早期措置段階	
■ 診断Ⅳ	緊急措置段階	※該当なし

② 第 1 期計画の課題

第 2 期計画においては、第 1 期計画策定時から社会情勢が大きく変わっていることを受け、社会情勢等の変化へ対応することが必要である。また、本県における、これまでの長寿命化の取組状況を受け、本格的な予防保全型管理を実施していく必要があることから、以下のとおり課題を抽出する。

内容

ア 社会情勢等の変化への対応

(ア) インフラメンテナンスの担い手確保・技術継承

インフラ老朽化加速に伴い、補修等の対策が必要な施設が増加していく一方で、人口減少に伴い、建設業の担い手が不足していくことが懸念される。

(イ) 社会経済活動を持続するためのインフラ機能の維持

近年の自然災害激甚化・頻発化を受けて、万が一被災した場合にも、被害を最小限に抑え、早期復興を目指すために、社会経済活動への影響を最小限に抑えるためのインフラ機能の確保が必要である。

(ウ) 維持管理予算の確保

インフラ老朽化に伴い、インフラメンテナンスに必要な予算は増大していくことから、維持管理予算の確保が必要である。

(I) 維持管理における効率化・生産性の向上

デジタル技術や、官民連携手法等の活用による、点検・診断・補強等の効率的な実施や生産性の向上が十分にできていない。

イ 本県におけるこれまでの取組を受けた対応

(ア) 予防保全型管理の本格的な実施

現時点において、本格的な予防保全型管理への移行が完了していないことから、効率的なインフラメンテナンスを進めることによる、予防保全型管理の本格的な実施が必要である。

(イ) 蓄積されたデータや知見を活かした、インフラメンテナンスの効率化・省力化

これまでの取組により蓄積されたデータや知見を活かしつつ、インフラメンテナンスの効率化・省力化を図るためのデータの利活用方法の整理が十分に進んでいない。

## (2) 公共建築物・土地

### ① 第1期計画の成果

#### 成果

#### ア 県有施設の総量適正化

##### (ア) 延床面積の削減

県有施設における延床面積の削減量は、令和5年度末で $\Delta 12.9$ 万 $\text{m}^2$ 、削減率は $\Delta 3.25\%$ となった。

令和元年度から30年間の削減量の目標が $\Delta 58.1$ 万 $\text{m}^2$ であるため、順調に延床面積の削減が進んでいる状況といえる。

##### 【延床面積の削減状況】

(単位：万 $\text{m}^2$ )

区分	目標				実績		
	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	目標 削減率	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A
県有施設の 延床面積	396.5	338.4	$\Delta 58.1$	$\Delta 15\%$	383.6	$\Delta 12.9$	$\Delta 3.25\%$

##### (イ) 施設アセスメントの実施

施設の老朽化や人口減少等による行政需要の変化に適切に対応し、今後も施設を良好な状態で維持管理していくため、施設アセスメントを平成27年度から平成29年度に実施した。

施設アセスメントによる施設類型ごとの分析結果は、後に作成した個別施設計画における「マネジメントの方向性」の参考資料とした。

##### (ウ) 個別施設計画の策定

静岡県公共施設等総合管理計画に基づき、令和元年度から30年間を計画期間とする個別施設計画を、令和元年度に策定した。

また、施設ごとのマネジメントの方向性については、施設管理者等との対話を実施し、建築物（ハード面）に着眼して方向性を示したフローチャートに従って類型化した。

##### (I) 施設のあり方検討の推進

個別施設計画に基づき、建替え時期の5年前から10年前程度を基準に施設所管課による施設のあり方の初期検討として「事業確認シート」を導入し、主にハード的視点からの検討を実施した。

##### (オ) 未利用財産の効率的な処分

民間事業者の持つ専門的なノウハウを活用し売却物件数の増加、公有財産売却の競争性を向上させることを目的として、民間事業者へ公有財産売却業務の委託を実施したほか、売却手続の迅速化・解体経費等のコスト削減を目的として土地と建物を一括で売却するなどの取組を行った。

## 【県有地の売却計画の達成状況】

(単位：千円)

売却計画区分	年度	計画A	売却実績B	達成率B/A
2013～2017	平成27年度	2,500,184	1,422,750	56.9%
	平成28年度	644,456	560,977	87.0%
	平成29年度	1,572,527	601,777	38.3%
	計	4,717,167	2,585,504	54.8%
2018～2022	平成30年度	2,458,422	1,069,822	43.5%
	令和元年度	1,795,209	2,225,569	124.0%
	令和2年度	804,838	1,871,583	232.5%
	令和3年度	498,228	551,290	110.7%
	令和4年度	8,471	1,252,026	14780.1%
	計	5,565,168	6,970,290	125.2%
2023～2027	令和5年度	1,828,665	660,728	36.1%

## イ 施設の有効活用

## (ア) 官民連携の推進

平成30年3月に「静岡県PPP手法導入検討指針」を策定し、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する仕組みを構築した。

## (イ) 静岡県官民連携実践塾の設置・運営

官民連携について勉強、意見交換する場として、令和元年度に静岡県官民連携実践塾（官民連携プラットフォーム）を設置した。

令和2年度からは、内閣府の支援が受けられる「協定プラットフォーム」に登録され、国費での講師派遣等の支援を受けられるようになっている。

静岡県・静岡市・浜松市の3つの官民連携プラットフォームにて静岡県全域をカバーする体制を整えた結果、市町の官民対話への参加件数も増えてきており、対話を実施した案件の中から事業化した事例も徐々に出てきている状況にある。

（令和5年度までの対話実施件数：延べ56案件、うち事業化件数5件）

## (ウ) ファシリティマネジメント研究会を通じた市町との情報交換等の推進

平成26年度に、県、市町が連携して課題に取り組む場として、行政経営研究会が設置され、同時に公共施設に関する課題を取り扱う下部組織としてファシリティマネジメント研究会を設置した。

設置後、県内の公共施設の情報をオープンデータとして誰でも閲覧できる形式でインターネット上に公開したほか、県や各市町の未利用財産（未利用又は、今後未利用となる土地、施設及び空きスペース等で、貸付や使用許可等の有効活用を検討している財産）について情報共有を実施するなどの取組を行った。

## (I) 余裕床の貸付

庁舎等の余裕床等の行政財産の貸付により、県有財産の積極的な利活用を図った。

### ○主な事例

- ・富士総合庁舎の貸付、旧大仁高校の貸付、県庁内にコンビニエンスストアを設置

## ウ 県有施設の長寿命化

### (ア) 劣化診断の全庁展開による劣化状況等の把握

公有財産台帳に登録されている延床面積 500 m<sup>2</sup>を超える建築物（教育施設、職員住宅を除く）について、劣化診断を平成 16 年より実施を始め、順次、全庁展開を行い、令和 6 年度末までに実施率 100%を達成した。

### (イ) 中期維持保全計画に基づく計画的な保全の実施

県有建築物の長寿命化を目指し、劣化診断結果に基づき中期維持保全計画を策定し、計画的な保全の導入を推進した。

具体的には、中期維持保全計画に基づく予算要求となった施設については、原則として全体最適した計画どおりに実施し、工事の優先度等技術評価については、資産経営課主導で実施することとした。

ただし、「行政サービスのあり方」、「マネジメントの方向性」の検討課題に対して議論が進んでいない場合、中期維持保全計画策定が困難なため、個別協議が必要としている。

#### 【中期維持保全計画の策定状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）】

中期維持保全計画	～R2	R3	R4	R5	R6	未策定	計	
策定数	知事部局	17	10	17	8	6	22	80
	教 委	0	0	0	0	0	5	5
	警 察	9	8	6	6	6	1	36
	計	26	18	23	14	12	28	121

### (ウ) 静岡県長寿命化等推進基金の造成・運用

個別施設計画に基づく長寿命化対策の実効性を高めるため、「静岡県県有建築物長寿命化等推進基金」を令和元年度に設置（設置時残高 75.7 億円）、令和 2 年度から運用を開始し、建替えや長寿命化修繕経費への充当を行った。

### (I) 長寿命化のための基準等の策定

県有建築物の維持保全に関する今後のあるべき方向性を示す「県有建築物長寿命化指針」を平成 27 年度に策定し、令和 2 年度には保全部材の更新周期の見直し等の改定を行った。

また、長寿命化に配慮した建築物の設計のための「長寿命化設計ガイドライン」を平成 28 年度に策定した。

## エ 維持管理経費の最適化

### (ア) FMシステムの導入

複数に分かれていた公有財産に係わるシステムを FMシステムとして統合し、従来は分散していた各種情報を一元的なシステムで管理できるように改善した。

(イ) 電力調達入札の拡大

電気料について、それまで庁舎・事務所（本庁舎や総合庁舎）などの一部で実施していた電力調達の一般競争入札の対象施設を高校・特別支援学校等に拡大した。

(ウ) 施設管理者へのフォローアップ体制の充実（「保全コールセンター」の設置）

施設管理者からの各種点検、維持保全、250万円未満の修繕工事に関する技術相談を一元的に対応する「保全コールセンター」を設置した。

② 第1期計画の課題

内容																	
ア	<p>県有施設の総量適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少の進展を踏まえた施設総量の適正水準の把握が必要である。</li> <li>・行政ニーズの変化を背景に、進捗に差が生じている（減少：庁舎等・県営住宅・職員住宅、増加：特別支援学校）。</li> </ul>																
イ	<p>施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・市町の所有施設に係る整備構想・計画等の情報把握ができていないため、県内公共施設の集約化・複合化が進んでいない。</li> </ul>																
ウ	<p>県有施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰による財源不足や人材不足の影響から長寿命化事業が計画的に進まない。</li> <li>・大規模施設の保全費が保全費全体の大半を占めており、長寿命化事業の平準化が困難となっている。</li> <li>・施設のあり方が決まらず、直近5年間の保全計画である中期維持保全計画が立てられない施設がある。</li> <li>・現行の個別施設計画は、個々の建物の築年数や構造等のハード的な側面に着目し策定したものであり、ハード・ソフト両面に着目した長寿命化スキームの構築が必要である。</li> <li>・脱炭素への取組としての既存庁舎のZEB化、社会的要求水準への対応のための機能性向上、修繕工事の集約化によるコスト縮減等を庁内で推進するためのガイドラインの策定が必要である。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【中期維持保全計画における工事費（令和6年4月1日現在）】 <span style="float: right;">（単位：百万円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>予算年度</th> <th>R5 (実績)</th> <th>R6 (実績)</th> <th>R7 (計画)</th> <th>R8 (計画)</th> <th>R9 (計画)</th> <th>R10 (計画)</th> <th>R11 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費</td> <td>3,082</td> <td>2,715</td> <td>6,140</td> <td>5,996</td> <td>10,220</td> <td>5,074</td> <td>3,261</td> </tr> </tbody> </table>	予算年度	R5 (実績)	R6 (実績)	R7 (計画)	R8 (計画)	R9 (計画)	R10 (計画)	R11 (計画)	工事費	3,082	2,715	6,140	5,996	10,220	5,074	3,261
予算年度	R5 (実績)	R6 (実績)	R7 (計画)	R8 (計画)	R9 (計画)	R10 (計画)	R11 (計画)										
工事費	3,082	2,715	6,140	5,996	10,220	5,074	3,261										
エ	<p>維持管理経費の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設評価を的確に行うデータが不足しているため分析ができておらず改善が進んでいない。</li> <li>・脱炭素化やデジタル技術等の時代の変化を踏まえた施設整備ができていない。</li> </ul>																

(3) 地震・津波対策

① インフラ資産の耐震化・津波対策

ア 第1期計画の成果

インフラ資産の耐震化・津波対策においては、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、橋梁や河川堤防や海岸堤防、津波対策水門、農業用施設の耐震化を進め、2022（令和4）年度末までの目標をほぼ達成した。インフラ資産の耐震化・津波対策施設等のハード対策と、津波からの早期避難等のソフト対策の進捗により、2022（令和4）年度末で、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」の目標であった想定犠牲者の約8割減少を達成した。

【インフラ資産の主な耐震対策（静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 より）】

No.	項目	目標指標	対象	R4末 数値目標	R4末 実績
18	県管理橋梁の耐震対策	重要路線等にある橋梁の耐震化率	約 570 橋	100%	89.9%
21	下水道施設の耐震化	流域下水道処理場の耐震化率	28 棟	100%	100%
22	農業用施設の耐震化	農業水利施設、農業用ため池、排水機場、湖岸堤防の耐震化率	362 箇所	100%	93.6%
26	海岸堤防の耐震化	耐震化が必要な海岸堤防の整備率	290.8km	66%	71.1%
27	河川堤防の耐震化	耐震化が必要な河川堤防の整備率	91 河川	86%	85.7%
30	津波対策水門等の耐震化	耐震化が必要な津波対策水門の整備率	河川 17 水門 海岸 12 水門	100%	93.1%
32	港湾・漁港の緊急輸送岸壁等の耐震化	耐震化が必要な緊急輸送岸壁の整備率	35 バース	40%	37.1%

イ 第1期計画の課題

ハード対策など完了までに長期間を要するものや、訓練や啓発活動など常に取組の維持が必要なものなどは、継続的に取り組んでいく必要がある。

② 公共建築物の耐震化

ア 第1期計画の成果

第1期計画では、本県が所有する公共建築物の耐震性能を公表し、耐震化を促進してきた結果、計画策定時に 15 棟であった耐震性能が不足する建築物（ランクⅡ及びⅢ）のうち 9 棟について対策を行った。

#### イ 第1期計画の課題

第2期計画開始時点においても、各施設固有の状況により、耐震性が不足する建築物が6棟残っている。

残る6棟についても、建築物の対応状況を公表しつつ、施設の実態を踏まえながら、個別に耐震化を図っていく必要がある。

### ③ 公共建築物の津波対策

#### ア 第1期計画の成果

災害時に防災拠点等として機能する県有施設のうち、第4次地震被害想定において、津波浸水被害が想定される施設について実施した対津波安全性診断及び設備診断結果等を踏まえ、対策を実施した。

このうち、総合庁舎の防災体制の強化については、全9庁舎で、72時間稼働可能な非常用発電機の整備が完了した。

また、県有施設の津波安全性の確保に関しては、津波浸水区域内にある県有施設30施設のうち19施設で対策を完了した。

#### イ 第1期計画の課題

県有施設の津波安全性の確保について、津波安全性診断は全30施設で完了したが、そのうち11施設では、設備の移設や施設本体の移転などハード整備に係る調整が必要であり、対策が未完了である。

## 第2章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

#### (1) 全庁的な取組体制の構築

現在、インフラ資産を対象としたアセットマネジメントを所掌する庁内組織として「社会インフラ長寿命化推進会議」、公共建築物及び土地を対象としたファシリティマネジメントを所掌する庁内組織として「ファシリティマネジメント推進本部」が設置されている。

また、専門的観点から、県のファシリティマネジメントに対する助言・提案を受けるため、「県有施設マネジメント有識者会議」を今後設置する。

これらの組織を中心に、公共施設等の建設、維持管理から廃止までのライフサイクル全体を視野に入れたマネジメントを部局横断的に実施していくものとする。

名称	社会インフラ長寿命化推進会議	ファシリティマネジメント推進本部
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会インフラ長寿命化推進会議</li> <li>・作業部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリティマネジメント推進本部</li> <li>・調整会議</li> </ul>
構成員	会長：交通基盤部理事(土木技術担当) 副会長：交通基盤部理事(防災技術担当) 会員：関係各課長	本部長：経営管理部長 副本部長：政策推進担当部長 本部員：各部局部長代理等
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラ資産に関する推進方策に関する事項</li> <li>・インフラ資産に関する取組の進捗管理に関する事項</li> <li>・インフラ資産に関する情報の共有化に関する事項</li> <li>・その他、必要な事項に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁的なファシリティマネジメントに関する方針等の策定に関する事項</li> <li>・公共建築物・土地に関する方針等の策定及び取組の進捗管理に関する事項</li> <li>・公共建築物・土地の総量適正化、有効活用、長寿命化、維持管理の最適化に関する事項</li> <li>・その他取組の推進に関する事項</li> </ul>

#### (2) 国・市町との連携

公共施設等を取り巻く課題は、県と市町で共有されるものが多いため、連携して取り組むことで効率的・効果的に対応することが期待できる。そのためには、将来に渡り取組の円滑な連携を目指し、情報を共有していくことが重要である。

この情報共有に基づく共通課題の認識、課題解決方法の研究等の連携については、道路メンテナンス会議や資産経営研究会等を活用していく。

#### (3) 情報管理・共有方策

戦略的にマネジメントを推し進めるためには、各種の情報を適切な形で蓄積し、それらのデータを有効活用することが必要である。具体的には、部材情報や劣化状況等の情報をもとにした点検・診断や、工事履歴等を踏まえた維持・修繕など、情報の有効活用を図るとともに、これらの情報に管理担当者が容易にアクセスできる環境を整え、日常的な管理の場面から情報を活用していくことが重要である。

また、固定資産台帳データの活用も重要である。減価償却累計額等のデータから老朽化分析を実施するなど公共施設等の評価に活用していく。

このほか、公共施設等の問題は県民に密接に関連するものであるため、取組を紹介する広報誌の発行やホームページ等による情報発信など、県民との情報の共有化に努める。

## 2 現状や課題に関する基本的な認識

### (1) 維持管理・更新

高度経済成長等の社会的経済的状況に対応するために建設してきた膨大な公共施設等が、今後、老朽化の度合を深めていくことに伴い、安全性の問題、機能劣化の問題等も深刻化していくほか、これら公共施設等の維持管理・更新需要も増加していくことが予測されることから、今後も行政サービスを適正なレベルで提供し続けていくためには、国・市町と連携した管理や民間資源を活用したマネジメントの推進により、計画的に対処していくことが必要である。

### (2) ニーズの変化

人口の見通しでは、人口全体の減少の本格化が避けられないのみならず、年齢構成別に見ると、幼少人口・生産年齢人口の減少、高齢人口の増加による少子高齢化が一層進む厳しい予測になっている。この人口減少は、公共施設等に求められるニーズに大きく変化をもたらすものと思われる。従って、全体の人口減少だけでなく年齢構成別や地域別に見た場合に予測される人口の変化が、行政サービスに求めるニーズへどのように影響するか着目するとともに、他の社会情勢の変化によるニーズの変化も十分に考慮した上で、最適な公共施設等のあり方を検討していくことが求められる。

### (3) 管理目標の設定

公共建築物について、適正な施設量を保持していくため、行政サービス水準の維持に十分配慮しつつ、人口減少や少子高齢化等によるニーズの変化への対応の必要性、将来に渡る維持管理経費の見通し等を踏まえた施設総量の適正化が必要である。

そのため、建替えのタイミングを活用した集約化・転用等のダウンサイジング、余剰施設の取り壊し等を計画的に進め、2019（令和元）年度から30年間で<sup>※</sup>、県有施設の総量（総延床面積）を20%削減する。ただし、社会経済状況の変化に伴うマネジメントの方向性に変更が生じた場合には、順次見直しを図るものとする。

<sup>※</sup>第2期計画の期間は10年であるが、公共建築物の寿命の長さを考慮し、目標期間は第1期計画期間も含めた30年間で設定。

区分	当初 (R元初) A	目標 (R31) B	差引		目標
			削減面積 C (=B-A)	削減率 C/A	
県有施設の延床面積	396.5万㎡	317.2万㎡	△79.3万㎡	△20%	△20%

#### (4) 地震・津波対策

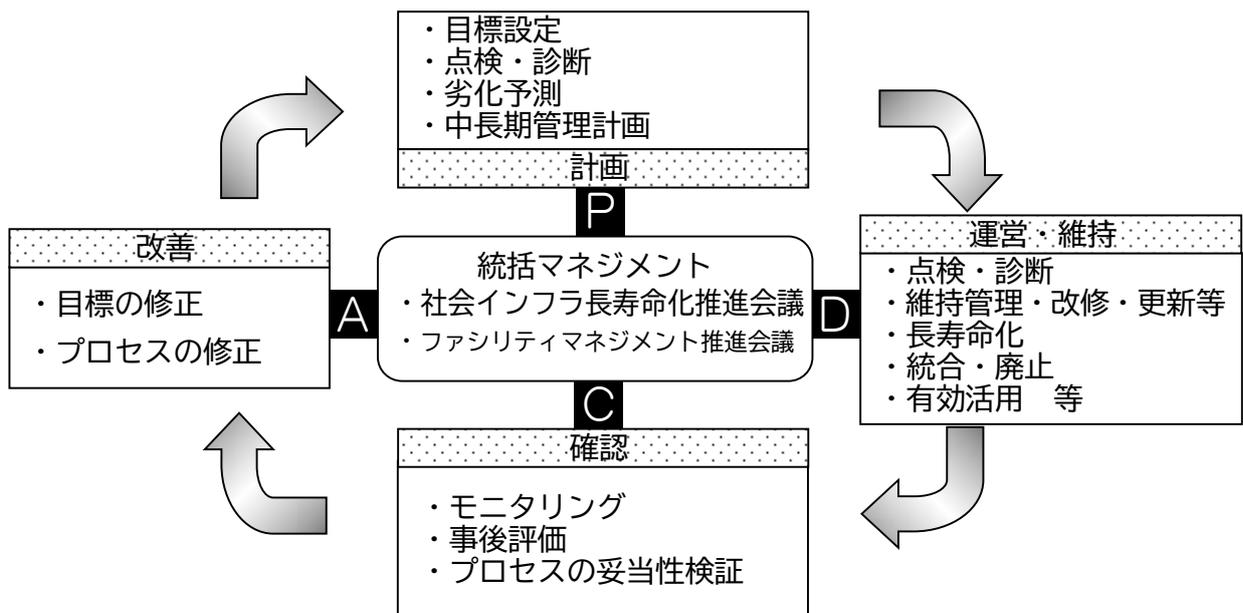
本県では、昭和 51 年の東海地震説の発表以来、東海地震等による被害を軽減するための行動目標として、平成 13 年 9 月に「地震対策アクションプログラム 2001」、平成 18 年 6 月に「地震対策アクションプログラム 2006」、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定し、各種の対策を推進してきた。

これまでの地震・津波対策アクションプログラムの成果・課題を踏まえ、引き続き「地震・津波対策アクションプログラム 2023」に基づき、対策を推進していくことが必要である。

### 3 フォローアップの実施方針

取組の効果を最大限に引き出すために、PDCAサイクルを活用し、継続的な取組を行う。

このPDCAサイクルの活用にあたっては、今後も、社会経済情勢はめまぐるしく変化することが予想され、それに伴い、本県の行財政改革の推進状況や施設整備・管理手法の変化等、公共施設等を取り巻く環境も変化していくものと思われることから、本計画の内容は毎年度見直しを行っていくべきものであることに十分留意するものとする。



## 第3章 施設類型ごとの取組方針

### 1 インフラ資産

#### (1) 現状や課題に関する基本的な認識

本県では、インフラ資産の長寿命化を推進するため、アセットマネジメントの考え方を導入し、予防保全型管理による効率的、効果的な維持管理・運営に向けて、取り組んできたところである。その結果、令和2年度までに、予防保全型管理に取り組む26施設の中長期管理計画を策定したものの、多くの施設では、目標管理水準を下回る早期措置段階の施設への対応に苦慮し、予防保全型管理のメンテナンスサイクルによる事業の実施ができていない状況である。このため、これまでの取組や、近年の社会情勢等の変化を反映し、令和6年3月に、新たに「社会インフラ長寿命化行動方針」を策定し、『“持続可能なインフラメンテナンス”の実現』を目指していく。

#### (2) 第2期計画で目指す姿

持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けて、更なる効率化・高度化を推進

#### (3) 管理に関する基本的な考え方

##### ① インフラ資産の管理

インフラ資産の管理については、アセットマネジメントの考え方に基づいた社会資本の維持管理・運営の考え方（基本ルール等）を示した「社会資本長寿命化行動方針（2013（平成25）年3月）」を策定し、施設全般を対象とした維持管理・運営における基本的な考え方や施設横断的な基本ルールを定め、予防保全型管理の導入による、効率的な社会インフラ（＝インフラ資産）のマネジメントの方向性を示している。また、「社会インフラ長寿命化行動方針（2024（令和6）年3月）」では、方針を「インフラメンテナンスの更なる効率化・高度化を推進」と定め、更に効率的かつ高度にインフラメンテナンスを進めていくこととしている。

##### ② インフラ資産の地震・津波対策の実施方針

ハード対策など完了までに長期間を要するものや、訓練や啓発活動など常に取組の維持が必要なものなどは、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」にて、想定犠牲者の9割減少と被災者の健康被害の最小化の達成を目標に取組を継続する。インフラ資産の耐震化・津波対策においても、表のとおり目標を設定し、引き続き事業の完了に向けて着実な整備を進めていく。

【インフラ資産の主な耐震対策(静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 より)】

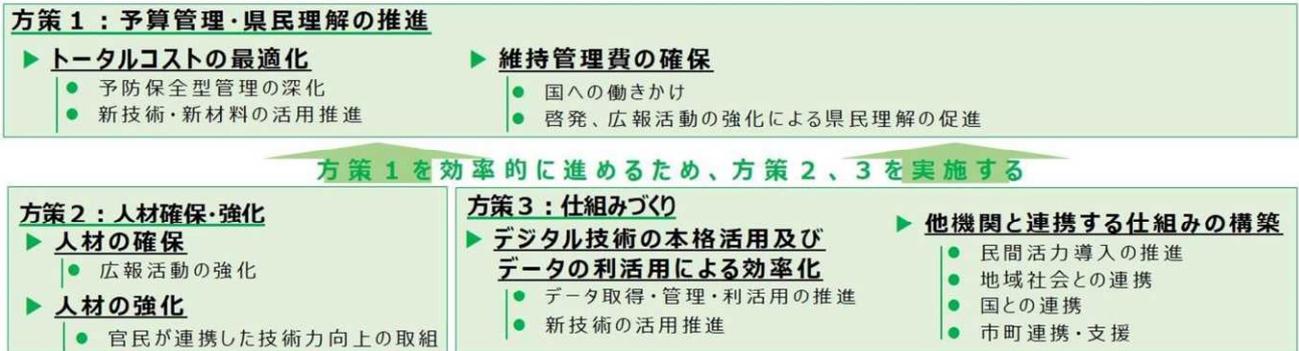
No	アクション名	目標指標	対 象	2023 年度末 実績	2032 年度末 数値目標
10	県管理橋梁の耐震対策	重要路線等にある橋梁の耐震化率	約 700 橋	76.5%	100%
12	工業用水道・水道施設の耐震化	工業用水道・水道の浄水場管理棟や水管橋などの基幹施設の耐震化率	138 施設	97.8%	100%
13	工業用水道・水道管路の耐震化	工業用水道・水道の耐震管路の目標累積延長に対する実績延長の割合	386.0km	96.6%	100%
15	農道橋の耐震化	農道橋の耐震化率	37 橋	2.7%	100%
19	地域の合意形成に基づく津波対策施設(海岸)の耐震化	レベル1津波に対し防護が必要な海岸のうち、耐震性を有する海岸堤防の整備率	290.8 km	71.7%	77%
20	地域の合意形成に基づく津波対策施設(河川)の耐震化	レベル1津波に対し防護が必要な河川のうち、耐震性を有する河川堤防の整備率	91 河川	86.8%	87%
23	津波対策水門等の耐震化	耐震化が必要な津波対策水門の整備率	河川 17 水門 海岸 14 水門	93.5%	100%
55	港湾・漁港の緊急輸送岸壁等の耐震化	耐震化が必要な緊急輸送岸壁等のうち改良が必要な岸壁の整備率	33 バース	39.4%	100%

(4) 第2期計画における取組

インフラ資産においては、第1章「4 第1期計画（2015～2024（平成27～令和6）年度）の総括」－「(1) インフラ資産」－「② 第1期計画の課題」を受けて、“直ちに”取組を進めていく上での考え方として、方策1から方策3を定めるとともに、その進め方を示した。

また、将来を見据えて、『“持続可能なインフラメンテナンス”の実現』に向けて検討を進めることを定めている。第2期計画においては、これらの取組を進める。

## 方針：インフラメンテナンスの更なる効率化・高度化を推進



① **方策1：予算管理・県民理解の推進**

インフラ老朽化が加速していくことにより、維持管理予算が増大していくことが想定される中で、将来に渡って財源を確保するために、維持管理費用を縮減し、トータルコストの最適化をすることと併せ、継続的な事業実施のための予算を確保していく必要があることから、「ア トータルコストの最適化」、「イ 維持管理費の確保」を進める。

ア トータルコストの最適化

(ア) 予防保全型管理の深化

これまでの予防保全型管理への取組状況を受けての対応に加え、メリハリを付けた予防保全型管理を実施するため、aからdのとおり考え方をまとめた。

a 早期措置段階において、速やかな措置着手・完了

- ・早期措置段階の施設について、速やかな着手・完了を目指すことを基本とする。

b 予防保全段階において、目標管理水準の遵守

- ・目標管理水準以上にある施設が、目標管理水準を下回らないように遵守していく。
- ・このため、予防保全段階の施設についても、早期措置段階の施設の補修等と並行して、優先順位の整理等、予防保全段階維持のための対策に着手する。

- c 対策の優先順位の設定において、災害時の機能維持や利用状況等を考慮
  - ・災害発生時のネットワークとしての機能維持を重要度として設定する。
  - ・各施設管理者が、施設の劣化状況や利用状況等を鑑み、周辺施設と併せて機能を維持できるように、補修、更新等の対策と、廃止、統合といった集約・再編の検討を、全体最適の考え方で進める。
  
- d 設計・計画時、維持管理の容易さや確実性に配慮
  - ・今後、計画・設計する施設について、施工後の維持管理を想定した上で、維持管理が容易になるように考慮する。

#### 【施設の健全性の考え方】



#### (イ) 新技術・新材料の活用推進

点検や補修等において、新技術を活用することにより、コストの縮減・効率化を図っていくこととする。この際には、ドローンやタブレット端末、3次元点群データ等の活用により、一層のコスト縮減と省力化を目指す。また、新材料の活用について、構造物の耐久性を向上し、施設の長寿命化を図るため、本県の各地域に適した独自の設計等の取組を検討していくこととする。

新技術の活用は、インフラメンテナンスの「高度化」（点検精度の向上等）等の目的を持って進めるため、従来技術の代替となることに加え、目的を達成しているかを検証し、妥当性を評価した上で、継続的に進めていく。

#### イ 維持管理費の確保

##### (ア) 国への働きかけ

本県におけるインフラ資産老朽化の進行状況をより詳細に国へ伝えるとともに、本県の立地が人流や物流等に重要であることを押し出しながら、これまで以上にインフラメンテナンスに関する予算確保について、国への働きかけを進めていくこととする。

##### (イ) 啓発、広報活動の強化による県民理解の促進

従来の活動に加え、「静岡どぼくらぶ」等を活用し、インフラメンテナンスに関する県民の更なる理解を促進していくこととする。

## ② 方策2：人材確保・強化

少子高齢化が進み、建設産業の担い手不足が懸念される中、将来に渡ってインフラメンテナンスを継続するためには、人材の確保と人材強化が必要である。このため、担い手となる新たな人材の確保と今いる人材の強化を進めるべく、「ア 人材の確保」、「イ 人材の強化」を進める。

### ア 人材の確保

#### (ア) 広報活動の強化

引き続き、「静岡どぼくらぶ」を活用した広報活動を進め、若い世代を中心に積極的なイメージアップを進めていく。

### イ 人材の強化

#### (ア) 官民が連携した技術力向上の取組

これまでの県職員等を対象としたインフラメンテナンス等に関する研修を継続しつつ、他の組織と連携しながら、更なる技術力向上の取組を進めていくこととする。

## ③ 方策3：仕組みづくり

デジタル革命の加速や、様々な官民連携等の取組が進められている中で、インフラメンテナンスにおいても、これらを導入し、生産性や効率性を向上する仕組みづくりを進めていく必要があることから、「ア デジタル技術の本格活用及びデータの利活用による効率化」、「イ 他機関と連携する仕組みの構築」を進める。

### ア デジタル技術の本格活用及びデータの利活用による効率化

#### (ア) データ取得・管理・利活用の推進

インフラメンテナンスに関する点検・補修等のデータについて、蓄積されたデータを分析・解析し、その結果の利活用を推進するものとする。また、データ利活用においては、明確なイメージを持った上で、必要なデータを適切に取得・管理することとする。

- ・膨大なデータを効率的に分析・解析するため、データの取得・蓄積はデジタルデータを基本とし、既存の紙媒体のデータも、デジタル化を進めることとする。
- ・必要に応じて、各施設のデータの取得方法や蓄積方法を見直し、データベースの構築や改修等を行うこととする。
- ・オープンデータ化や、A Iの活用を検討するとともに、これらの高度なデジタル技術を活用に関する企画・計画ができるような人材を育成していく方法を検討する。

#### (イ) 新技術の活用推進

新技術情報データベース、新技術交流イベント等の取組を継続的に進めることにより、新技術活用を推進する。

## イ 他機関と連携する仕組みの構築

### (ア) 民間活力導入の推進

指定管理者制度、包括的民間委託等の民間活力の導入を積極的に検討するものとする。  
Park-PFI等の新たな民間活力導入手法についても、検討を進めることとする。

### (イ) 地域社会との連携

道路施設のアダプトロード・プログラムや河川施設のリバーフレンドシップ等の地域社会と連携する取組を継続的に行うこととする。

### (ウ) 国との連携

引き続き、国からの支援制度等を活用することに加え、国からインフラメンテナンスに関する協力や助言を受ける体制が整備されていることから、必要に応じて活用する。

### (I) 市町連携・支援

県内市町には、職員や予算の不足等の課題があることから、県としての持続可能性を高めていくため、情報提供をしながら、市町のニーズの把握に努め、連携・支援を続けていく。

## ④ 今後の進め方

「ア 長寿命化計画見直し」、「イ データ利活用の検討」について、進捗を確認しながら重点的に取り組むこととする。

### ア 長寿命化計画の見直し

本行動方針の内容や、新たな知見を反映するとともに、これまでの点検・診断等の結果をもとに施設の劣化予測を見直した上で、各施設の長寿命化計画（ガイドライン、中長期管理計画等）について、令和8年度までに改定を目指す。

#### 【行程（イメージ）】

項目	R6~10	R11~	備考
・長寿命化計画の改訂	検討・改定作業 R9	必要に応じて、見直し	
・維持管理更新費用の公表	調整 公表	R14 調整 公表	5年毎に算出・公表を想定

## イ データ利活用の検討

データ利活用を効率的に進めるため、利活用方法の検討やデジタル環境の整備、有用なデータの蓄積・取得を進めるとともに、データプラットフォームの構築や、A Iによる解析を検討していく。

### 【行程（イメージ）】

項目	内容	R6~10	R11~15
①インフラデータの把握	・これまでに蓄積したデータと、今後取得するデータを把握・整理する。	データの整理 →	
②データ利活用方法の検討	・施設の変状把握や補修計画の見直し等、データの利活用が考えられる項目を整理し、これらの分析・解析に必要なデータを抽出する。	利活用方法の検討 →	
③デジタルデータの取得等	・取得するデータは原則デジタルとし、取得方法と蓄積方法を検討する。 ・正しいデータを取得・蓄積するため、基準類の見直しやデータベースの構築・改修等を行う。	データ取得・蓄積方法検討 → 基準類等の見直し → 取組の実施 (DB構築・改修等) →	
④既存データのデジタル化	・紙で管理してきたデータの内、データ利活用等に必要となるのデジタル化を進める。	検討・調整・作業実施 →	
⑤将来を見据えたデータ利活用方法の検討	・A Iによる分析、オープンデータかに向けた検討や、効率的なデータ連携に向けたプラットフォームの構築。	プラットフォーム検討 → A I活用に向けた検討・試行 →	プラットフォーム構築・運用 →

## 2 公共建築物・土地

### (1) 現状や課題に関する基本的な認識

本県ではこれまで、第1期計画を通じて、施設管理の全体最適を目指して様々な取組を行ってきたが、人口減少の加速、施設の老朽化の進行、厳しい財政状況等を踏まえると、保有している公共施設を今後も全て現在と同様に維持していくことは困難である。

しかしながら、単なる総量の削減ではなく、質の確保や向上を図りつつ、戦略的な縮小を進めることが重要である。

また、第1期計画を策定してからの10年間で、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機としたDXの急速な進展など、社会情勢が大きく変化していることから、これらに対応した取組も今後は求められるところである。

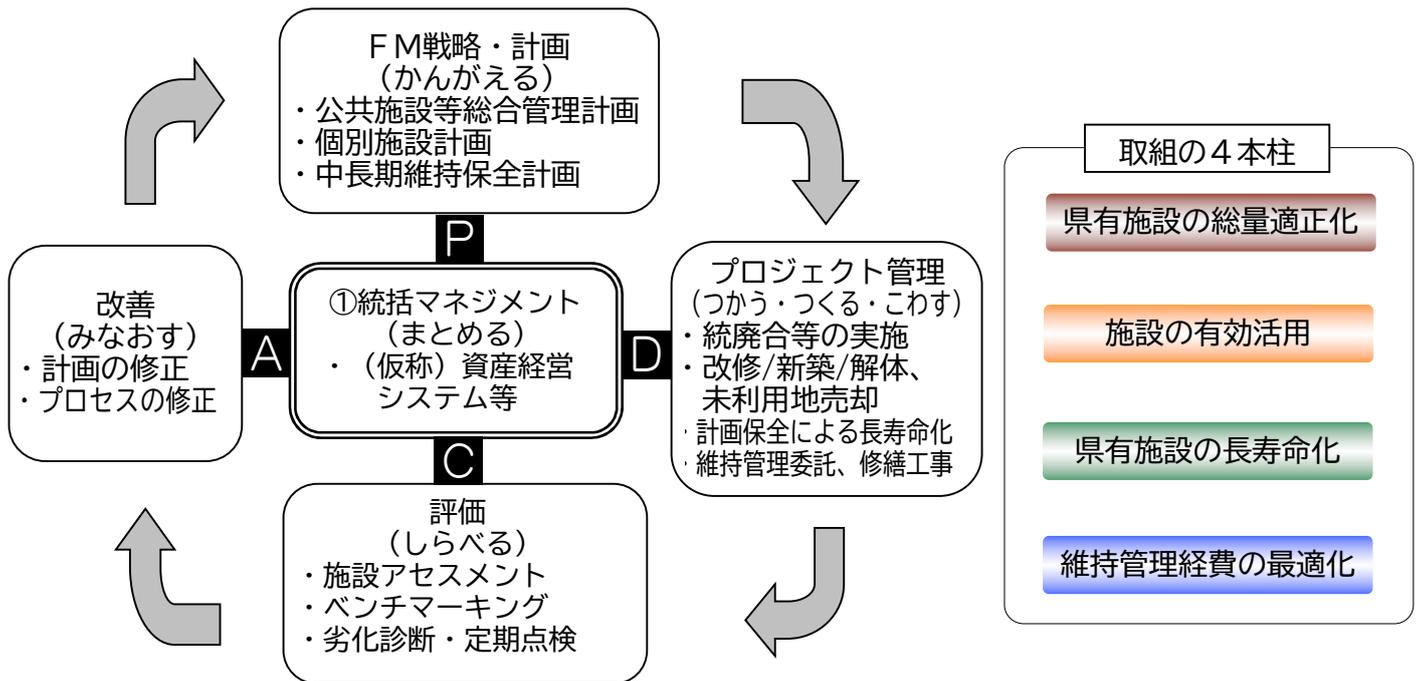
### (2) 第2期計画で目指す姿

人口減少に対応し、ファシリティマネジメントの基本方針である4本柱による取組を強力に推進

柱1 県有施設の総量適正化（施設の総量を減らす）	・人口減少に対応した適切な施設量を保持していくためには、県有施設の総量適正化が必要であることから、他施設との集約化・複合化、転用、廃止、建替時のダウンサイジング、将来的に利用する予定のない未利用財産の売却等による県有施設の延床面積の総量削減を実施する。
柱2 施設の有効活用（施設で稼ぐ）	・施設を効果的に運営していくためには、施設の有効活用が必要であることから、PPP/PFIによる効率的な施設整備や民間ノウハウの活用、未利用・低利用のスペースの貸付やネーミングライツの導入等による歳入確保等を実施する。
柱3 県有施設の長寿命化（施設を長く使う）	・施設を長期間にわたって安全かつ快適に利用できるようにしていくためには、県有施設の長寿命化が必要であることから、計画的な保全の実施による既存施設の健全な状態での維持・建物寿命の延伸、トータルコストの縮減等を実施する。
柱4 維持管理経費の最適化（施設のコストを減らす）	・施設の維持管理コストを削減しつつ適切な維持管理を行っていくためには、維持管理経費の最適化が必要であることから、県有施設に係る品質・財務・供給情報の一元化による施設評価や、既存建物のZEB化等の推進やデジタル技術の活用等による維持管理経費の削減を実施する。

### (3) 管理に関する基本的な考え方

ファシリティマネジメントの取組の推進方向は大きく分けて「量の見直し」と「質の見直し」の2つがある。現在の施設群について、空きスペースの横断的な使用調整、多目的な用途による施設の多機能化など有効活用に努めながら、利用度や性能など複数の指標による評価により選択と集中を図り、それにより生じた余剰施設の売却・貸付等による「量の見直し」と、今後も活用すべきと判断される施設については、計画的な保全により長寿命化を図るほか、ベンチマーキング分析に加え、新たにデータドリブンに基づく施設評価や、脱炭素化やDXによる維持管理経費の最適化や施設機能の向上などの「質の見直し」を行う。



#### ① 点検・診断等の実施方針

建築基準法、消防法をはじめとする法定点検を確実に実施するとともに、施設管理者自らが行う現況調査の取組を継続し、施設の劣化状況や危険箇所の把握を行う。

さらに、専門的見地からの状況把握を行うために、定期的な劣化診断を実施する。

また、人命に関わるような重大な危険情報など、施設利用や維持管理において注意すべき情報は、施設管理者に情報共有し安全確保に努める。

#### ② 維持管理・更新等の実施方針

劣化診断結果を踏まえて、施設ごとに中期維持保全計画を策定し、適切に計画的な保全を行っていくことで、既存施設を健全な状態で維持するとともにトータルコストの縮減・財政負担の平準化を図り、安心・安全な県民サービスの提供を実施していく。

なお、計画については、財政負担が一時期に集中しないように、施設の重要度や劣化状況に応じた優先度を考慮に入れ、重要度・優先度が高いものから着手するなど、平準化を図っていく。

### ③ 安全確保の実施方針

劣化が著しく安全を確保できない公共施設等については、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講ずるものとする。老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない公共施設等については、立入禁止措置等の安全対策を実施し、必要に応じて施設の除却等を行うものとする。

また、重大な事故、故障を未然に防止するため、引き続き事故、故障情報の全庁での共有を進め、各施設管理者による安全確保につなげていく。

### ④ 地震・津波対策の実施方針

#### ア 公共建築物の耐震化

本県では、1979（昭和54）年に大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されて以来、建築物の安全性の確保に努めてきた。

その中で、住民等の的確な対応を確保するためには、自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握が不可欠であることから、災害時の拠点となる学校、病院、庁舎等の公共建築物について、耐震性が不足する建築物のリストを公表し、耐震化に着手してきた。

令和6年4月1日時点で耐震性能が不足する6棟については、今後、施設の実態を踏まえながら個別に耐震化を図る。

【公表の対象とする公共建築物（767施設、2,833棟）】

（平成30年4月1日現在）

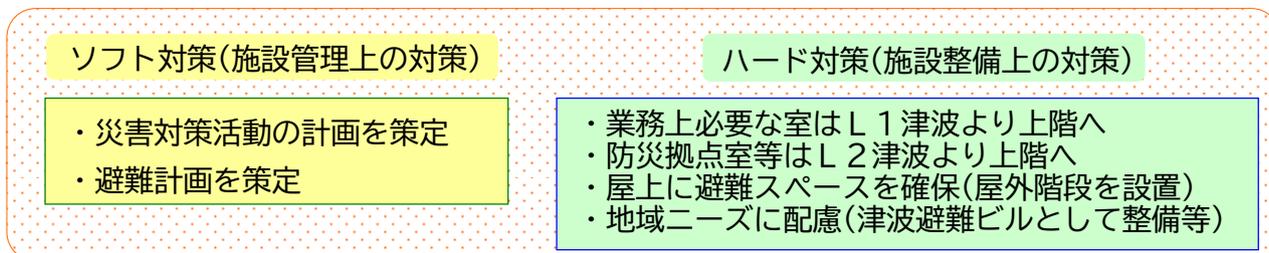
(1) 災害時の拠点となる建築物		(1,105棟)	左の例
ア	災害応急対策全般の企画・立案、調整、警戒、情報収集・伝達等を行う施設	(425棟)	県庁、総合庁舎、警察本部、警察署、警察官駐在所など
イ	住民の避難所等として使用される施設	(605棟)	県立学校校舎、体育館など
ウ	救急医療等を行う施設	(7棟)	静岡がんセンター
エ	災害時要援護者を保護、入所している施設	(46棟)	社会福祉施設など
オ	道路、港湾、漁港、土地改良施設等の応急復旧を行う施設	(15棟)	土木事務所など
カ	清掃、防疫その他保健衛生に関する事項を行う施設	(7棟)	健康福祉センターなど
(2) 多数の者が利用する建築物		(1,004棟)	草薙総合運動場、中央図書館、校舎以外の学校施設など
(3) 県営住宅		(597棟)	県営住宅、団地内の集会場
(4) その他主要な建築物		(127棟)	工業技術研究所、農林技術研究所など

#### イ 公共建築物の津波対策

県有施設の津波安全性の確保に関しては、津波浸水区域内にある県有施設30施設のうち、これまでに19施設で対策を完了したことから、対策が未完了となっている11施設について、引き続き「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき、改修・建替え・移転による対策を実施する。

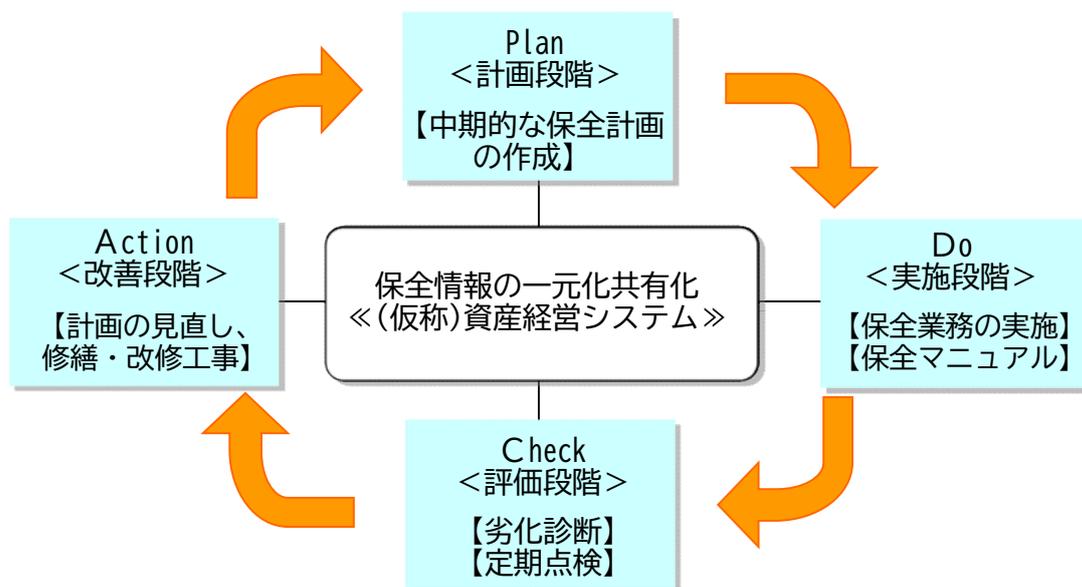
【防災拠点等の強化(静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 より)】

No	アクション名	目標指標	2023年度末実績	2032年度末数値目標
64	県有施設の津波安全性の確保	津波浸水区域内にある県有施設(30施設)の津波安全性診断及び対策の実施率	63.3%	100%



⑤ 長寿命化の実施方針

公共施設等のうち、老朽化の状況や利用状況等の評価により今後も長く使い続け、県民サービスを提供していくと判断される長寿命化対象施設について、期待される耐用年数までの使用を可能とするための計画的な保全を実施するとともに、トータルコストの縮減や脱炭素化も考慮に入れた長寿命化を推進する。



⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

本県は、1999(平成11)年度に全国で初めてユニバーサルデザインの理念を導入し、全ての人に配慮した施設整備等の取組を推進してきた。現在は、「第6次ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」(2022(令和4)年度から2025(令和7)年度)に基づき、高齢化の進行や障害のある人の社会参加、外国人県民の増加、性の多様性に対する人々の意識の変化といった様々な社会の変化に適応し、多様性を尊重した共生社会を実現するため、「ハート」(誰もが思いやりをもった共生社会づくり)、「ソフト」(誰もが利用しやすいサービス・情報や製品の提供)、「ハード」(誰もが暮らしやすいまちづくり)の3つの分野を柱として取組を進めている。

公共施設等の集約化、複合化、長寿命化改修等、ファシリティマネジメントの取組は、同計画における「ハード」と関係が深いことから、これらの実施に当たっては、同計画の趣旨に十分配慮するものとする。

#### ⑦ 脱炭素化への対応方針

公共施設等の脱炭素化の推進については、静岡県地球温暖化対策実行計画に沿って対応していく。

なお、脱炭素化による管理経費削減に向けて、新築・建替えにおける再生可能エネルギー導入や、改修時におけるLED化や省エネ空調設備導入等によるZEB化を推進する。

#### ⑧ DXへの対応方針

時代の変化に的確に対応していくためには、脱炭素化やデジタル技術等の時代の変化を踏まえた新たな技術の導入を進めるとともに、データドリブンに基づく施設評価を行うなどの対応を実施していく必要がある。

DXについては、点検結果や修繕履歴データの利活用やAIの活用による効率的な維持管理や修繕の実施等を行い、維持管理業務の効率化に取り組んでいく。

AIの活用については、建築年数・修繕費・劣化診断調査等のデータをもとに、建替えや大規模修繕の優先順位付け、行政需要が低下した施設の洗い出しによる廃止提案等を行うなどの活用を検討していく。

#### ⑨ 統合や廃止の推進方針

県が管理する公共施設等を取り巻く環境は、人口減少、厳しい財政状況、確保すべき品質等、今後、変化していくことが予想されることから、これらに対応した適切な行政サービスを将来に渡って持続的に提供していくため、適正な公共施設等の確保に努めていく必要がある。

具体的には、耐用年数到来による更新のタイミングだけでなく、社会情勢等の変化が生じた場合は、耐用年数にこだわらず、全体最適の視点で、施設の統廃合、複合化、ダウンサイジング等の手法を検討する。

検討に当たっては、市町や民間との連携や住民との丁寧な対話を大切にしながら、県有施設の適正化に取り組んでいく。

#### ⑩ 国及び市町との連携方針

国・県・市町による資産経営研究会等の場を通じて、国・市町との情報共有を図り、都市計画等を踏まえた県有施設等との集約化・複合化・合築、及び市町との包括施設管理業務委託の検討を行っていく。

#### ⑪ 総合的かつ計画的な管理を実現するための人材育成方針

多岐に渡る公共施設等のマネジメントを推進するに当たって、職員一人ひとりが、従来の施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのために、各施設を管理する職員に対して技術的な講義を行うとともに、マネジメントに関する講義も取り入れ、職員のスキルと意識向上に努めるなど必要な研修を引き続き実施していく。

また、多数の公共施設等の健全性を正しく評価し、迅速かつ的確に必要な措置を講じるためには、公共施設等を管理する職員のスキル向上だけでなく、適切な技術力を持つ者や一定の能力を有する民間企業への委託が有効である。

そのために、民間においても維持管理・更新に必要な担い手を将来に渡り確保できる環境が整っていることが重要となるため、今後も、建設企業、コンサルタントの経営者、技術者等を対象とする研修を実施するほか、週休2日推進工事の徹底による働き方改革の推進や、建設業協会等との意見交換を通じて、より効果的な入札・契約制度への改善を図る等の取組を行っていく。

## ⑫ 民間活力の活用方針

現在本県では、指定管理者制度、PPP/PFIなど、民間資金・能力を活用する多様な事業手法について検討、導入してきている。今後、公共施設等の更新、運営を持続的に行っていくためには、行政による対応には限界があることを踏まえ、静岡県PPP手法導入検討指針に基づき、民間や県民の知恵、ノウハウ、資金等を最大限活用していく。

(4) 第2期計画における取組

① 全体のマネジメント

公共建築物・土地のマネジメントについては、第1期計画期間の総括に基づく課題を踏まえ、引き続き、「県有施設の総量適正化」、「施設の有効活用」、「県有施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」を取組の4本柱として位置づけ、全体最適を目指して取組を実施していく。

第2期計画では、県有施設のあり方検討を行う際の基本方針を設定し、全ての県有施設にあり方検討を義務付けるほか、県有施設の新設・更新の際には、他の県有施設や国・市町との共同利用や民間施設の利活用等の検討を義務付ける。

また、これらの取組を着実に進めていくために、ファシリティマネジメント推進本部を通じて、各種検討状況等の把握・共有や進捗管理を行っていく。

【第2期における具体的な取組】

ア	<p><b>県有施設の総量適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設総量の客観的な適正水準に基づく新たな管理目標を踏まえ、個別施設計画全体の見直しを行う。</li> <li>県有施設のあり方検討を行う際の基本方針を設定し、全ての県有施設にあり方検討を義務付けるとともに、あり方検討を踏まえた施設の見直し、縮減等を実施していくほか、それらを踏まえた個別施設計画シートの見直しを随時行っていく。</li> <li>施設の新設、建替え等に関する情報を共有し、集約化・複合化・転用等の取組を進めていく。</li> <li>将来的に利用する予定のない未利用財産については、歳入確保を図るため、積極的な売却を進めていく。</li> <li>県内外の対象者が未利用財産売却の入札に参加しやすくなるよう、新たな入札方式の策定を行っていく。</li> </ul>
イ	<p><b>施設の有効活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国・市町との情報共有を行い、県有施設等との集約化・複合化・合築を検討していく</li> <li>民間と連携したプラットフォーム（静岡県官民連携実践塾）での提案募集等によるスモールコンセッションの導入を促進していく。</li> <li>施設の新設や建替え等を行う際には、PPP/PFIによる効率的な施設活用や民間ノウハウの活用を検討していく。</li> <li>トライアル・サウンディングを初めとした民間提案制度の導入に向けた検討を実施するほか、ネーミングライツの導入に向けた取組を行っていく。</li> <li>未利用施設の情報発信による民間活力の活用促進を行っていく。</li> </ul>
ウ	<p><b>県有施設の長寿命化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハード・ソフト両面に着目した長寿命化スキームの構築（長寿命化指針の改定、大規模改修ガイドラインの策定）を行っていく。</li> <li>中期維持保全計画に基づく計画的な保全の実施と個別施設計画の見直しによる財政負担の平準化を行っていく。</li> <li>これまでに実施した1巡目の劣化診断結果や状況から、診断の条件や内容の見直しを行い、劣化診断要領を改訂する。</li> </ul>
エ	<p><b>維持管理経費の最適化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コスト面からデータドリブンに基づく施設ごとの評価を的確に行うため、利用率・フルコスト等の施設のデータをもとに施設カルテとして作成・公表するほか、県有施設に係る品質・財務・供給情報を一元化し、各施設におけるトータルコスト等を把握する「資産経営システム(仮称)」の導入を検討していく。</li> <li>既存建物のZEB化等の推進やデジタル技術の活用等による管理経費削減を図っていく。</li> </ul>

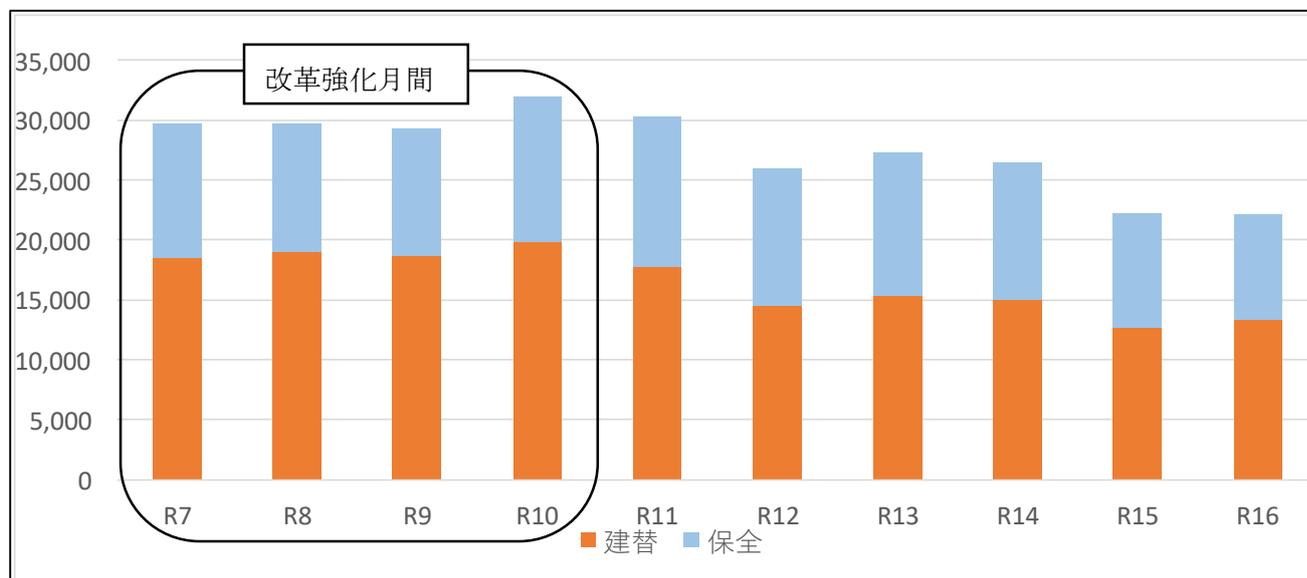
## ② 中期財政計画を踏まえた対応

本県では、今後10年間の歳出・歳入の見込みや、財政運営の目標などを盛り込んだ中期財政計画（計画期間：令和7年度～令和16年度）を策定していることから、本計画においても中期財政計画を踏まえた歳出抑制や歳入確保への取組を行っていく。

### 【中期財政計画を踏まえた対応】

ア	<b>歳出の抑制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期財政計画における建替・保全費の見通しに対応するように個別施設計画の見直しを行う。</li> <li>・保全費等の平準化に向けて、県財政への影響が大きい大規模施設（グランシップ・エコパ等）の保全費等再試算を先行して行う。</li> <li>・施設のデータ（利用率・フルコスト等）を一元的に把握し、施設カルテとして作成・公表、資産経営システムの導入を検討する。</li> </ul>
イ	<b>歳入の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スモールコンセッションの導入やトライアル・サウンディングの実施等、新たな官民連携の手法を積極的に導入する。</li> <li>・ネーミングライツの実施等、県有施設の財源確保に積極的に取組む。</li> <li>・未利用財産の積極的な売却を進めていく。</li> </ul>
ウ	<b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県有施設の新設・更新の際には、国県市町との共同利用や民間施設の利活用等の検討を必ず行うよう義務付ける。</li> </ul>

### 【個別施設計画における建替・保全費の見通し】



※令和元年度策定の個別施設計画に基づく推計

※現時点の見通しであり、今後の水準は中期財政計画等を踏まえ別途協議の上、決定される。

### ③ 個別施設計画

第2期計画において設定した新たな管理目標や中期財政計画を踏まえた、個別施設計画全体の見直しを行っていく。

また、保全費等の平準化に向けて、県財政への影響が大きい大規模施設（グランシップ・エコパ等）の保全費等再試算を先行して実施する。

なお、計画期間内においても経済状況や県民ニーズの変化による事業変更が施設のマネジメントに影響を与える場合は、順次計画の見直しを行うほか、延床面積 200 ㎡未満の施設についても、適切に管理を行っていく。

### ④ 県有施設のあり方検討

新たに設定する県有施設のあり方検討を行う際の基本方針に基づき、ハード・ソフト両面に着目したあり方検討を実施し、施設の統廃合、民間への売却等を着実に進めていく。

なお、施設の廃止等については、その根拠や経緯など、明確に説明責任を果たせるよう、客観的で中立性に配慮しながら、施設の総量適正化を推進していく。

### ⑤ 施設カルテの作成等

コスト面からデータドリブンに基づく施設ごとの評価を的確に行うため、施設ごとの基本情報、利用情報、収支等のデータを一元的に把握したうえで施設カルテとして作成・公表し、県有施設のあり方検討へ活用していく。

また、他システムとの連携により県有施設に係る品質・財務・供給情報を一元化し、各施設におけるトータルコスト等を把握する「資産経営システム(仮称)」の導入を検討していく。

## 【ファシリティマネジメントのロードマップ】

取組	内容	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
施設総量の適正化	個別施設計画	個別施設計画改定					個別施設計画改定				
		新たな管理目標の検証	個別施設計画シートにあり方検討結果を反映					個別施設計画シートにあり方検討結果を反映			
	県有施設のあり方検討	定量評価			定性評価				劣化診断に併せあり方検討を実施		
	FM推進本部					取組の進捗管理等					
	新たな県有地売払い入札方式の策定	手法の検討			入札方式の策定			新たな手法を取入れた県有地売却入札の実施			
施設の有効活用	官民連携の推進 (PPP/PFI)					官民連携プラットフォームの開催 静岡県PPP手法導入検討指針に基づく検討実施状況の把握及び導入支援					
	官民連携の推進 (スモールコンセッション)	機運醸成 (講演会)									
			導入支援 (専門家派遣)								
			導入促進 (スモールコンセッションプラットフォームを通じた情報収集、導入事例の紹介等)								
	官民連携の推進 (民間提案制度)	トライアル「イン」制度調査	トライアル「イン」実施	民間提案制度構築				民間提案制度の運用			
ナーミングライツ				導入検討所属の支援、導入事例の紹介等による導入促進							
資産経営研究会	新組織立ち上げ			国・市町の所有施設に係る整備構想・計画等の情報把握 県有施設等との集約化・複合化の検討							
施設の長寿命化	ハード・ソフト両面に着目した長寿命化スキームの構築	保全費再試算					保全費再試算				
		長寿命化指針改定	長寿命化指針運用					長寿命化指針改定	長寿命化指針運用		
		大規模改修ガイドライン策定	大規模改修ガイドライン運用					大規模改修ガイドライン改定	大規模改修ガイドライン運用		
	中期維持保全計画	財政フレーム再試算					財政フレーム再試算	中期維持保全計画に基づく計画的な保全の実施			
劣化診断、現況調査	1 巡目分析要領改訂		劣化診断 (2 巡目) の実施、不具合の把握、 中期維持保全計画への反映					2 巡目分析要領改訂	劣化診断 (3 巡目) の実施、不具合の把握、 中期維持保全計画への反映		
維持管理経費の最適化	資産経営システムの導入	先進事例調査	開発費予算要求 (R9当)								
		システムWG	新システム開発			新システム運用					
	施設カルテの作成	カルテ策定	カルテ策定施設の拡大				資産経営システムにてカルテを作成				
	DXによる維持管理業務の効率化	収集するデータの内容・収集方法等検討	データ収集	新システムにデータ取り込み			点検結果や修繕履歴データの利活用による効率的な維持管理や修繕の実施				
脱炭素による管理経費削減	大規模改修ガイドライン策定	大規模改修ガイドラインに基づくZEB化改修の推進				大規模改修ガイドライン改定	大規模改修ガイドラインに基づくZEB化改修の推進				
ZEB化設計指針に基づく新築・建替建物のZEB化											

## 【個別施設計画別の具体的な取組】

### ○庁舎等(警察含む)

ア	<p>県有施設の総量適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能や必要性に課題のある施設や建替時期が近づいている施設を先行して、集約化や規模縮小等の見直し（あり方検討）を進めていく。</li> <li>・財政負担の平準化やLCCを踏まえた本庁・総合庁舎等のあり方検討を進めていく。</li> <li>・県有地売払い入札について、県内外から広く入札参加者を募っていることから、応札者無しによる入札不調を防ぐため、県内外の対象者が入札に参加しやすくなる入札方式（例：電子的方法を用いた入札）を策定する。</li> </ul>
イ	<p>施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・市町との情報共有を行い、県有施設等との集約化・複合化・合築を検討していく。</li> </ul>
ウ	<p>県有施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物のZEB化やデジタル化対応等を踏まえた大規模改修ガイドラインの策定を行う。</li> </ul>
エ	<p>維持管理経費の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設評価を的確に行うため「資産経営システム（仮称）」の導入検討を行う。</li> <li>・デジタル技術活用や既存建物のZEB化等の推進等による管理経費の削減を進める。</li> </ul>

### ○高等学校

ア	<p>県有施設の総量適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の地域協議会で地域の意見を吸い上げて今後の各地区の学校のあり方をグランドデザインとしてまとめ、それに基づき具体的な学校と再編方針の合意形成を図る。</li> <li>・静岡県立高等学校第四次長期計画に具体的な再編方針を明記し、それを踏まえて静岡県学校施設中長期整備計画（R1策定）を見直し、施設の削減量や削減目標を検討する。</li> <li>・学校施設中長期整備計画（R1策定）の改訂に先立ち、学校施設長寿命化整備指針を見直し、現計画に盛り込まれていない校舎、体育館以外の小規模施設の老朽化対策や空調、DX化、LED化等の整備手法やコストを検討する。</li> <li>・売却していない施設（旧伊東高校、旧伊東高校城ヶ崎分校、旧二俣高校）については、売却の協議、又は有効活用できる他部局への所管変更の検討を進める。</li> </ul>
イ	<p>施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みんなの廃校」プロジェクト（文部科学省）等の活用による廃校の利活用を検討する。</li> <li>・実施中のPFI事業（大平台、科学技術、遠江総合高校）の効果を検証し、今後のPPP/PFIの活用方針を検討する。</li> </ul>
ウ	<p>県有施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の学校の標準機能となった空調、DX化、LED化などを含め、修繕や改修費用を検討し、中長期コストの試算を行って、学校施設長寿命化指針を見直す。</li> </ul>
エ	<p>維持管理経費の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育FMシステムへの空調、DX化、LED化など新たな機能の追加により、教育FMシステムの精度を高める。</li> </ul>

## ○特別支援学校

ア	<b>県有施設の総量適正化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後生徒数が減少に転じた場合は、新設から再編により施設規模の縮小を検討する。</li> <li>・設置基準の面積を超過している特別支援学校について、老朽化対策事業に併せて施設規模の縮小を検討する。</li> </ul>
イ	<b>施設の有効活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松聴覚特別支援学校及び浜松視覚特別支援学校の併置の検討も行う。</li> </ul>
ウ	<b>県有施設の長寿命化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の学校の標準機能となった空調、DX化、LED化などを含め、修繕や改修費用を検討し、中長期コストの試算を行って、学校施設長寿命化指針を見直す。</li> </ul>
エ	<b>維持管理経費の最適化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育FMシステムへの空調、DX化、LED化など新たな機能の追加により、教育FMシステムの精度を高める。</li> </ul>

## ○県営住宅

ア	<b>県有施設の総量適正化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替敷地に埋蔵文化財や河川敷地などが存在している場合があるため、敷地測量や基本計画の実施時期を前倒しすることで早期に課題を整理する。</li> <li>・削減目標については、5年ごとの静岡県営住宅再生計画の更新時に、改めて検討を行う。</li> </ul>
イ	<b>施設の有効活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の併設も含め余剰地の売却を推進する。</li> </ul>
ウ	<b>県有施設の長寿命化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県営住宅再生計画の見直しを行う。</li> <li>・静岡県営住宅等長寿命化計画の見直しを行う。</li> <li>・上記計画に基づく、改修及び修繕工事を実施する。</li> </ul>
エ	<b>維持管理経費の最適化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事等の内容及び単価（工事費）の検証を行う。</li> </ul>

## ○職員住宅（知事）

ア	<b>県有施設の総量適正化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員住宅管理計画における長期方針に基づき、現行の計画どおり段階的に削減を進める。</li> <li>・削減目標については、5年ごとの管理計画の更新時に、改めて検討を行う。</li> </ul>
イ	<b>施設の有効活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き入居率向上等の取組を継続し、施設の有効活用を推進していく。</li> <li>・教育委員会及び警察本部との共同利用の取組を強化し、空き室を県全体で有効活用する。</li> </ul>
ウ	<b>県有施設の長寿命化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き修繕周期を踏まえ計画的に大規模修繕を実施し、長期的に使用する住宅の長寿命化を図る。</li> </ul>
エ	<b>維持管理経費の最適化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員住宅の廃止に伴う管理経費の削減を行う。</li> <li>・今後も管理する職員住宅について、入居者の生活基盤を確保するため、引き続き適正な維持管理を行う。</li> </ul>

### ○職員住宅（教育）

ア	県有施設の総量適正化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のあり方や教職員数の減少、へき地における住宅の需要や必要性を注視し、静岡県教職員住宅管理計画で策定した解体（廃止）計画の見直しを随時に行う。</li> <li>・削減目標については、5年ごとの管理計画の更新時に、上方修正に向けた検討を行う。</li> </ul>
イ	施設の有効活用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事部局及び警察本部との共同利用の取組を強化し、空き室を県全体で有効活用する。</li> </ul>
ウ	県有施設の長寿命化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も管理する住宅に関して、外壁修繕と屋上防水は20年、給水管補修は25年の修繕周期を迎えた住宅から順次施工し、入居者の生活基盤を確保する。</li> </ul>
エ	維持管理経費の最適化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も管理する住宅に関して、学校のあり方及び教職員の増減を注視し、大規模修繕計画を随時修正しつつ、並行して、小規模修繕を行い、入居者の住環境の充実を図る。</li> </ul>

### ○職員住宅（警察）

ア	県有施設の総量適正化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物付き売却による削減が難しい理由として、跡地利用の事前検討、解体費用と建物付き土地売却価格との比較検討、売却に向けた条件整備等に時間を費やすことが挙げられることから、課題解決に向け早期に関係部局との調整を図っていく。</li> <li>・削減目標については、5年ごとの管理計画の更新時に、上方修正に向けた検討を行う。</li> </ul>
イ	施設の有効活用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事部局及び教育委員会の空き室の共同利用を強化し、県全体で更なる有効活用を図る。</li> </ul>
ウ	県有施設の長寿命化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模修繕周期を目安に劣化や損傷が著しい職員住宅から優先的に修繕を実施し、継続管理する職員住宅の長寿命化を図る。</li> </ul>
エ	維持管理経費の最適化
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続管理する職員住宅については、引き続き入居環境を充実させるための修繕を行い適正な維持管理を図る。</li> </ul>

## 資料編 目次

資料番号	ページ	名前
資料1	42	個別施設計画の策定
資料2	42	PPP/PFI事業を実施中の主な施設
資料3	42	静岡県官民連携実践塾への県・市町の参加状況
資料4	43	ファシリティマネジメント研究会の主な成果
資料5	43	余裕床の貸付事例
資料6	44	劣化診断の実施状況
資料7	44	中期維持保全計画の策定状況（令和6年4月1日現在）
資料8	45	FMシステム
資料9	46	全体最適の取組のイメージ
資料10	47	個別施設計画ごとの総括
資料11	60	用語の説明

【資料1 個別施設計画の策定】

項目	概要
目的	長期的かつ計画的に公共建築物の長寿命化を推進することで、財政負担の平準化及び安心・安全な県民サービスの提供を図る。
対象施設	延床面積 200 m <sup>2</sup> 超の県有建築物（640 施設、延床面積 382 万m <sup>2</sup> （平成 31 年 3 月 31 日時点））を対象。 ※ただし、職員住宅、県営住宅、学校（高校、特支）は各管理計画をもって個別施設計画に位置付け。
対策の優先順位の考え方	個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割・機能等、対策を実施する際に考慮すべき事項を整理する。
計画期間	令和元年度から 30 年間
個別施設の状態等	点検・診断によって得られた個別施設の状態を整理する。
対策内容と実施時期	「対策の優先順位の考え方」及び「個別施設の状態等」を踏まえ、講ずる措置の内容や実施時期を整理する。
対策費用	計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。
マネジメントの方向性	大分類 → 小分類 継続 → 現状継続、集約・貸付、売却、転用 取壊し → 取壊し・建替え、移転集約、取壊し

【資料2 PPP/PFI 事業を実施中の主な施設】

区分	内容
PFI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港（公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入）</li> <li>・県営住宅（BT方式による県営住宅の整備）</li> <li>・高等学校（BTO方式による高等学校の整備）</li> <li>・運転免許センター（BTO方式による運転免許センターの整備）</li> </ul>
PPP	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅（DBO方式・リース方式による県営住宅の整備）</li> <li>・浄水場（BM方式による浄水場設備の改築更新）</li> <li>・高等学校（リース方式による空調の整備）</li> <li>・流域下水道（包括的民間委託の導入）</li> <li>・その他（PPA方式による太陽光発電設備の導入、指定管理者制度の導入）</li> </ul>

【資料3 静岡県官民連携実践塾への県・市町の参加状況】

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
官民対話案件数 （うち県）	5 (3)	5 (2)	11 (5)	17 (11)	18 (9)	27 (9)
事業化件数 （うち県）	1 (1)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)

※静岡市・浜松市の案件を除く。

【資料4 ファシリティマネジメント研究会の主な成果】

項目	概要
全市町の「公共施設等総合管理計画」の策定を支援（平成28年度）	「公共施設等総合管理計画」について、県や先進市町の事例紹介等を通じて優良情報を共有し、市町の策定の支援をすることで、全ての市町において平成28年度中に計画が策定された。
県内公共施設の位置や情報を誰でも閲覧できる形式でインターネット上に公開（平成26年度～）	県内の公共施設の情報（28市町及び県の施設）を、オープンデータとして誰でも閲覧できる形式でインターネット上（ふじのくにオープンデータカタログ）に公開し、毎年更新を実施。
県内市町の「個別施設計画」の策定を支援する手引きを作成（平成29年度）	市町の「個別施設計画」を策定する際の手引きを策定し、各市町での計画策定の促進を図った。
県全体の公共施設の最適化の観点から具体的連携事例を実現（平成29年度～）	県全体の公共施設の最適化を進めるため、県内の公共施設の現状把握と情報共有等を行っている。 連携による効率化の具体的な事例として、県富士総合庁舎のスペース配置を見直すことで余裕床を生み出し、富士市への貸付による有効活用が可能に。
公共施設官民連携プラットフォームの設置（令和元年度）	公共施設の整備や運営・有効活用について民間企業の意見を聴く「サウンディング」を実施。どの市町も検討中の事業案件を持ち込める体制を整えた。
未利用財産の情報共有（令和3年度～）	県や各市町において未利用または、今後未利用となる土地、施設及び空きスペース等で、貸付けや使用許可等の有効活用を検討している財産について情報共有を実施。

【資料5 余裕床の貸付事例】

項目	概要
富士総合庁舎の貸付	富士市水道庁舎が災害時の拠点施設として耐震性に不安があり、移転先を検討していたことから、行政経営研究会FM部会（FM研究会）で県・富士市が検討して実現した。 富士総合庁舎の未利用・低利用スペースを集約化し、富士市への貸付スペースの確保を行い、新たな歳入確保を図った。
旧大仁高校の貸付	旧大仁高校の一部施設（校舎）を市に無償貸付し、市は市民会館に利用している。
県庁内にコンビニエンスストアを設置	県庁西館4階の互助会食堂の利用者数が落ち込んでいることから、ここをイートイン（飲食スペース）付きのコンビニにリニューアルすることで、食堂に準じた機能を保ちながら、コンビニ事業者から貸付料を得て新たな歳入確保を図った。

【資料6 劣化診断の実施状況】

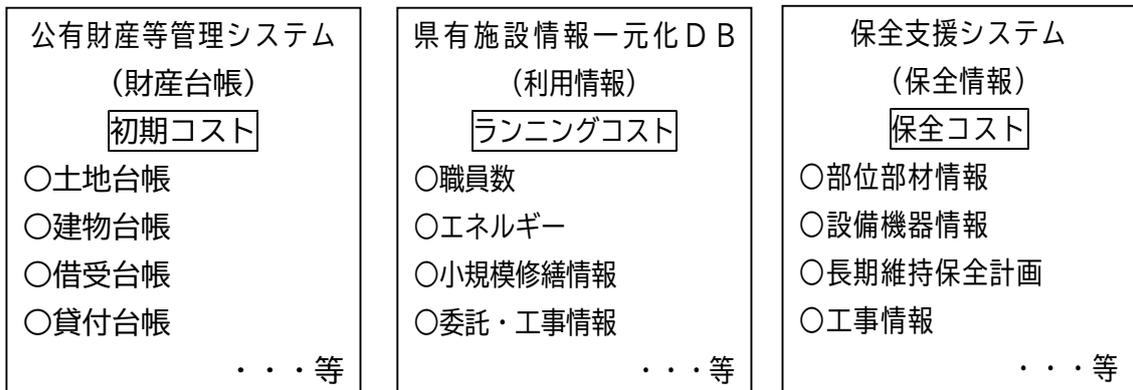
		H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実施数	知事部局	1	4	8	4	21	15	13	9	5
	教 委					1	1	1	1	1
	警 察		1	1	7	8	7	6	6	0
	全 庁	1	5	9	11	30	23	20	16	6
累 計	知事部局	1	5	13	17	38	53	66	75	80
	教 委					1	2	3	4	5
	警 察		1	2	9	17	24	30	36	36
	全 庁	1	6	15	26	56	79	99	115	121
実施率 (%)	知事部局	1	6	16	21	47	66	82	93	100
	教 委					20	40	60	80	100
	警 察		2	5	25	47	66	83	100	100
	全 庁	0	4	12	21	46	65	81	95	100

【資料7 中期維持保全計画の策定状況（令和6年4月1日現在）】

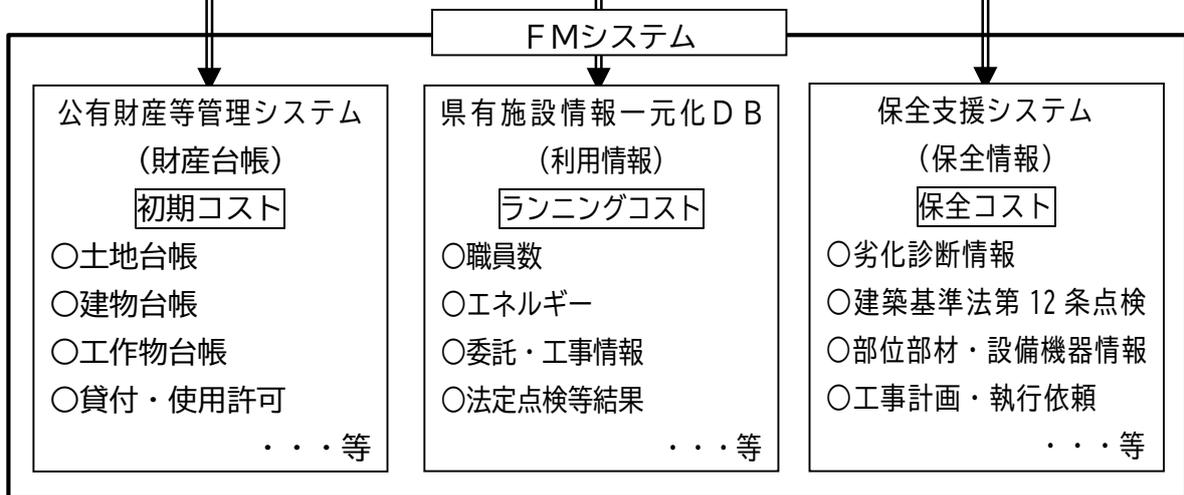
中期維持保全計画		～R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	未策定	計
策定数	知事部局	17	10	17	8	6	22	80
	教 委	0	0	0	0	0	5	5
	警 察	9	8	6	6	6	1	36
	計	26	18	23	14	12	28	121

【資料8 FMシステム】

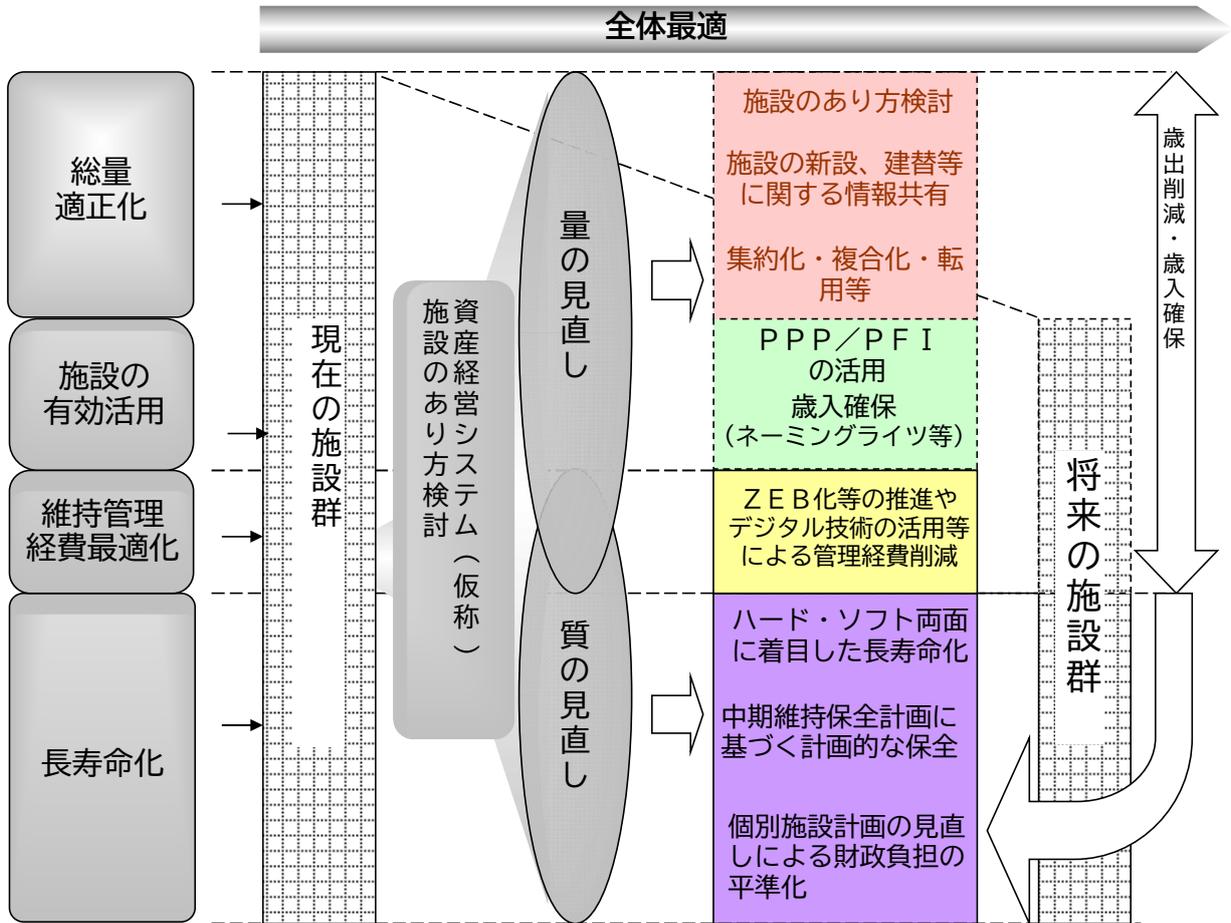
<統合以前>



<統合後>



【資料9 全体最適の取組のイメージ】



【資料 10 個別施設計画ごとの総括】

○庁舎等(警察含む)

区分	内容																														
成果	<p>ア 県有施設の総量適正化</p> <p>(ア) 延床面積の削減</p> <p>庁舎等における延床面積の削減量は令和5年度末で△9.6万㎡、削減率は△7.1%となった。</p> <p>令和元年度から30年間の削減量の目標が△11.9万㎡であるため、順調に延床面積の削減が進んでいる状況といえる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：万㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">現状A (R1)</th> <th style="text-align: center;">目標B (R31)</th> <th style="text-align: center;">削減量 B-A</th> <th style="text-align: center;">実績C (R5)</th> <th style="text-align: center;">削減量D C-A</th> <th style="text-align: center;">削減率 D/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">庁舎等 (警察等含む)</td> <td style="text-align: center;">134.4</td> <td style="text-align: center;">122.5</td> <td style="text-align: center;">△11.9</td> <td style="text-align: center;">124.8</td> <td style="text-align: center;">△9.6</td> <td style="text-align: center;">△7.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 県有施設の集約化等</p> <p>以下の施設で、複合化や集約化等を行った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">複合化</td> <td>焼津港管理事務所と水産技術研究所とを複合化して建替え。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">転用</td> <td>移転した福祉施設の跡地・施設を動物愛護センターとして転用。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">転用</td> <td>移転した環境衛生化学研究所・施設を静岡社会健康医学大学院大学として転用。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">転用</td> <td>大学の撤退に際し、大学が土地と建物を市に寄付し、市は県に一部の土地及び建物を無償貸付を実施。県は貸付建物を改修するとともに付属施設を建設してAOI-PARC（アオイパーク）として使用。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">転用</td> <td>津波区域から津波浸水区域外の旧法務局伊東出張所を改修して移転。改修では断熱性能の高い吹付硬質ウレタンフォーム採用などしてエネルギー消費量を61%削減し、ZEB Readyの認証を受けた（県有建築物の改修工事での認証は初）。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">他自治体の施設への入居</td> <td>津波浸水域に立地かつ老朽化により移転が必要であった西部健康福祉センター浜名分庁舎を、湖西市健康福祉センター内へ入居。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">他自治体の施設への入居</td> <td>下田警察署現地建替えに伴う仮庁舎として、旧下田市立下田東中学校の校舎及び敷地を借用。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 施設アセスメントの実施</p> <p>施設の老朽化や人口減少等による行政需要の変化に適切に対応し、今後も施設を良好な状態で維持管理していくために、施設アセスメントを平成27年度から29年度に実施した。また、令和6年度は、施設のあり方に課題のある19施設について、施設アセスメントを実施した。</p>	区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A	庁舎等 (警察等含む)	134.4	122.5	△11.9	124.8	△9.6	△7.1%	区分	施設名	複合化	焼津港管理事務所と水産技術研究所とを複合化して建替え。	転用	移転した福祉施設の跡地・施設を動物愛護センターとして転用。	転用	移転した環境衛生化学研究所・施設を静岡社会健康医学大学院大学として転用。	転用	大学の撤退に際し、大学が土地と建物を市に寄付し、市は県に一部の土地及び建物を無償貸付を実施。県は貸付建物を改修するとともに付属施設を建設してAOI-PARC（アオイパーク）として使用。	転用	津波区域から津波浸水区域外の旧法務局伊東出張所を改修して移転。改修では断熱性能の高い吹付硬質ウレタンフォーム採用などしてエネルギー消費量を61%削減し、ZEB Readyの認証を受けた（県有建築物の改修工事での認証は初）。	他自治体の施設への入居	津波浸水域に立地かつ老朽化により移転が必要であった西部健康福祉センター浜名分庁舎を、湖西市健康福祉センター内へ入居。	他自治体の施設への入居	下田警察署現地建替えに伴う仮庁舎として、旧下田市立下田東中学校の校舎及び敷地を借用。
区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A																									
庁舎等 (警察等含む)	134.4	122.5	△11.9	124.8	△9.6	△7.1%																									
区分	施設名																														
複合化	焼津港管理事務所と水産技術研究所とを複合化して建替え。																														
転用	移転した福祉施設の跡地・施設を動物愛護センターとして転用。																														
転用	移転した環境衛生化学研究所・施設を静岡社会健康医学大学院大学として転用。																														
転用	大学の撤退に際し、大学が土地と建物を市に寄付し、市は県に一部の土地及び建物を無償貸付を実施。県は貸付建物を改修するとともに付属施設を建設してAOI-PARC（アオイパーク）として使用。																														
転用	津波区域から津波浸水区域外の旧法務局伊東出張所を改修して移転。改修では断熱性能の高い吹付硬質ウレタンフォーム採用などしてエネルギー消費量を61%削減し、ZEB Readyの認証を受けた（県有建築物の改修工事での認証は初）。																														
他自治体の施設への入居	津波浸水域に立地かつ老朽化により移転が必要であった西部健康福祉センター浜名分庁舎を、湖西市健康福祉センター内へ入居。																														
他自治体の施設への入居	下田警察署現地建替えに伴う仮庁舎として、旧下田市立下田東中学校の校舎及び敷地を借用。																														

(I) 個別施設計画に基づいた修繕等の実施

個別施設計画のマネジメント方針等に基づき、劣化診断による修繕計画の策定を実施した。

(オ) 施設のあり方検討の推進

劣化診断実施のタイミングで事業確認シートを活用したあり方検討を実施し、必要に応じて個別施設計画を見直した。

イ 施設の有効活用

(ア) 余裕床の貸付

庁舎等の余裕床等の行政財産の貸付けにより、県有財産の積極的な利活用を図った。

・自動販売機設置者の公募

行政財産の目的外使用許可により設置している自動販売機について、貸付料の歳入確保のため、設置者を公募により選定する方法へ切り替え、切替え可能な自動販売機について順次、公募を実施した。

【公募契約金額】

(単位：千円)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
金額	47,376	37,977	124,295	50,871	48,084
年度	R 2	R 3	R 4	R 5	
金額	92,885	48,681	34,373	70,022	

※高等学校、特別支援学校、職員住宅（知事）、職員住宅（教育）、職員住宅（警察）を含む。

(イ) ネーミングライツ制度の整備

県有施設を利用した新たな歳入の確保と県民サービスの維持・向上を目的に、平成28年3月30日から、提案公募型によるネーミングライツの募集を開始した。

令和5年度からは、提案公募型及び施設特定型の2種類の募集方法により、ネーミングライツパートナーの募集を実施している。

【募集案件】

募集年度	施設名等	募集結果
R 6	駿河湾フェリー	応募なし
R 6	静岡県浜名湖ガーデンパーク	応募なし
R 6	動物愛護センター（諸室等）	令和7年2月末まで募集中

## ウ 県有施設の長寿命化

### (ア) 設備配管劣化診断及び構造体劣化診断の試行

劣化診断において、設備配管内の劣化状況について詳細な調査が必要と判断された建築物に対して、2次診断として各種設備配管内の劣化度調査を実施した。

また、劣化診断において、構造体の劣化状況について詳細な調査が必要と判断された建築物及び施設のあり方を検討している建築物に対して、2次診断として構造体の劣化度調査を実施した。

#### 【設備配管劣化診断の実施状況】

年度	対象施設名	棟名	建築年	構造規模
R 5	藤枝総合庁舎	総合庁舎	1982	R C造 地上4階地下1階建
	本庁	本館	1937	R C造 地上4階建
		東館	1960	S R C造 地上16階地下2階建
R 6	県立美術館	美術館	1985	R C造 地上2階建
		ロダン館	1993	R C造 地上2階建

#### 【構造体劣化診断の実施状況】

年度	対象施設名	棟名	建築年	構造規模
R 3	農林技術研究所	本館（管理棟）	1980	R C造 地上3階建
		本館（研究棟）	1980	R C造 地上3階建
R 4	埋蔵文化財センター	南棟西側	1981	R C造 地上3階建
	中遠総合庁舎	本館（西館）	1979	R C造 地上4階建
		本館（東館）	1985	R C造 地上4階建
	袋井土木事務所	庁舎	1979	R C造 地上3階建

## エ 維持管理経費の最適化

### (ア) 「静岡県清掃委託料算定マニュアル」の作成

清掃委託費に関するベンチマーキング分析の結果に基づき、清掃委託を実施している107施設について、効率性、経済性、競争性等について分析・評価を実施。この分析をもとに清掃業務委託について標準化し、「静岡県清掃委託料算定マニュアル」を作成した。

### (イ) 総合庁舎におけるベンチマーキング分析の実施

総合庁舎の維持管理費に関するベンチマーキング分析の結果に基づき、設備保守や警備委託の常駐人数に改善の余地を提案した。

課題	<p>ア 県有施設の総量適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済状況や県民ニーズの変化による事業の変更や、行政サービスの必要性などソフト的なあり方検討が進まず、方向性が定まらない。そのため、建替えや長寿命化改修が遅れている。</li> <li>・未利用地の売却に関し、平成 27 年度から令和 5 年度までの売却実績をみると、約半数の年度で売却実績が売却計画を下回っている。実績が下回った主な要因としては入札不調の発生が挙げられる。</li> <li>・施設アセスメントにおける定性評価では、施設所管課が作成する資料において客観性が不足しており、定性評価に必要な検討内容等を定める必要がある。</li> </ul> <p>イ 施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリティマネジメント研究会を通じた未利用財産の情報共有等の取組は進んできたものの、国・市町の所有施設に係る整備構想・計画等の情報把握ができていないため、県内公共施設の集約化・複合化が進んでいない。</li> </ul> <p>ウ 県有施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化診断結果をもとに L C C 等を考慮しつつ、施設の Z E B 化やデジタル化対応。</li> </ul> <p>エ 維持管理経費の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマーキング分析や F M システムの整備等により、全体的な視点での取組は進んだものの、施設ごとの評価を的確に行うためのデータや分析機能が不足しているため、更なる改善が進んでいない。</li> </ul>
----	---

○高等学校

区分	内容														
成果	<p><b>ア 県有施設の総量適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校における延床面積の削減率は令和5年度末まで0%となっている。</li> <li>・これは、磐田南高校、清水東高校、焼津水産高校の建替えにおいて後解体としているため、令和5年度末時点では新築約15,000㎡分が増加し、沼津工業の建替え減分、気賀高校のみをつくし特支への転用減分を相殺してしまったためである。</li> <li>・現在建替えを進めているため、令和6年度末には、約20,000㎡の解体が進む予定である。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位：万㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状A (R1)</th> <th>目標B (R31)</th> <th>削減量 B-A</th> <th>実績C (R5)</th> <th>削減量D C-A</th> <th>削減率 D/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校</td> <td>130.7</td> <td>110.8</td> <td>△19.9</td> <td>130.7</td> <td>0</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>イ 施設の有効活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊東高校、伊東高校城ヶ崎分校の伊東市への貸付け（無償）</li> </ul> <p><b>ウ 県有施設の長寿命化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期施設関連経費シミュレーションの実施（静岡県学校施設中長期整備計画）</li> <li>・建築基準法第12条の定期点検に併せた簡易劣化診断及び施設巡回による正確な劣化状況の把握、その結果を活かした修繕費用の算定、一部施設における計画的な保全の実施</li> <li>・技術職員による技術支援、施設巡回によるフォローアップ体制の充実</li> </ul> <p><b>エ 維持管理経費の最適化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統一システムによる施設情報の一元化（教育FMシステム）</li> </ul>	区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A	高等学校	130.7	110.8	△19.9	130.7	0	0%
区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A									
高等学校	130.7	110.8	△19.9	130.7	0	0%									
課題	<p><b>ア 県有施設の総量適正化</b></p> <p>(ア) 売却できない施設の増加</p> <p>既に令和4年度に再編した伊豆伊東高校の伊東高校、伊東城ヶ崎分校の跡地施設約20,000㎡は、現在高校として活用していないが、売却が進まないため、施設総量の削減ができていない。</p> <p>このほか、平成27年度に再編した二俣高校跡地施設約10,000㎡等も同様の状態である。令和6年度にプロポーザルによる公募を行って借り手を探したが、みつからなかった。</p> <p>(イ) 学校再編が進んでいない</p> <p>静岡県立高等学校第三次長期計画で再編が見込まれていた学校についても、地域協議会で地元の意見を吸い上げて再検討することとなったため、再編が進んでいない。高校のあり方の方向性が定まるまで、施設の建替えを実施できない。</p>														

	<p>イ 施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長い間、買い手や借り手の目処が立たない未利用敷地や施設がある。</li><li>・今後の学校再編におけるPPP/PFIの活用方針が未定である。</li></ul> <p>ウ 県有施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・校舎、体育館以外の施設に関する具体の計画がなく、計画的な長寿命化ができていない。</li><li>・高校のあり方の方向性が定まらないため、小規模校の老朽化対策（建替えや計画保全）に着手できない。</li></ul> <p>エ 維持管理経費の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・教育FMシステムにおいて、新たに追加された空調、DX化、LED化などの項目や過去の修繕履歴の蓄積が十分出来ておらず、効率的な維持管理ができていない。</li></ul>
--	---

○特別支援学校

区分	内容														
成果	<p>ア 県有施設の総量適正化 特別支援学校における延床面積の削減率は令和5年度末まで7.2%となっている。 延床面積が削減量として、増加しているのは、令和2年度に当初の予定どおり浜松みをつくし特支、伊豆の国特支などが新設されたためである。 <span style="float: right;">(単位：万㎡)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状A (R1)</th> <th>目標B (R31)</th> <th>削減量 B-A</th> <th>実績C (R5)</th> <th>削減量D C-A</th> <th>削減率 D/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>18.1</td> <td>20.8</td> <td>2.7</td> <td>19.4</td> <td>1.3</td> <td>7.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 施設の有効活用 ・静岡視覚特別支援学校の敷地に、視覚・知的を併置した新特別支援学校を整備。</p> <p>ウ 県有施設の長寿命化 ・中長期整備計画に基づく中長期シミュレーションの実施（静岡県学校施設中長期整備計画） ・建築基準法第12条点検に併せた簡易劣化診断及び施設巡回による正確な劣化状況把握、その結果を活かした修繕費の算定、一部施設における計画的な保全の実施 ・技術職員による技術支援、施設巡回によるフォローアップ体制の充実</p> <p>エ 維持管理経費の最適化 ・統一システムによる施設情報の一元化（教育FMシステム）</p>	区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A	特別支援学校	18.1	20.8	2.7	19.4	1.3	7.2%
区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A									
特別支援学校	18.1	20.8	2.7	19.4	1.3	7.2%									
課題	<p>ア 県有施設の総量適正化 ・知的の特別支援学校については、今後も当面の間は生徒増加が見込まれることから、令和8年度静岡新特支、令和9年度中東遠新特支などの新設校の建設が見込まれる。 ・特別支援学校設置基準による面積増加 令和3年度に学校教育法第3条に基づき特別支援学校設置基準が制定され、特別支援学校の校舎に必要な最低面積が規定されたため、今後の老朽化建替えでは、面積増加が見込まれる。</p> <p>イ 施設の有効活用 生徒数が減少している障害種別（視覚、聴覚）の特別支援学校については、床面積が過大となっている。</p> <p>ウ 県有施設の長寿命化 ・校舎、体育館以外の施設に関する具体の計画がなく、計画的な長寿命化ができていない。</p> <p>エ 維持管理経費の最適化 ・教育FMシステムにおいて、新たに追加された空調、DX化、LED化などの項目や過去の修繕履歴の蓄積が十分出来ておらず、効率的な維持管理ができていない。</p>														

○県営住宅

区分	内容																												
成果	<p>ア 県有施設の総量適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度から30年間の削減量の目標が△19.7万㎡であるため、削減面積は若干遅れているが、住戸数については計画以上に削減が進んでいる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位：万㎡)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状A (R1)</th> <th>目標B (R31)</th> <th>削減量 B-A</th> <th>実績C (R5)</th> <th>削減量D C-A</th> <th>削減率 D/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅</td> <td>94.9</td> <td>75.2</td> <td>△19.7</td> <td>93.2</td> <td>△1.7</td> <td>△1.8%</td> </tr> </tbody> </table>						区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A	県営住宅	94.9	75.2	△19.7	93.2	△1.7	△1.8%									
	区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A																						
県営住宅	94.9	75.2	△19.7	93.2	△1.7	△1.8%																							
<p>イ 施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>余剰地となった9箇所のうち4箇所を売却し、うち1箇所では民間事業者により社会福祉施設が併設された。</li> <li>PFI事業を実施するにあたり、地域プラットフォームに参加し官民対話を実施した。</li> <li>空部屋で目的外使用によるグループホームや高齢者居場所などを実施している。</li> <li>公募選定により飲料用自動販売機を設置している(令和6年度は98団地中86団地で110台が設置されている)。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【公募契約金額】 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>24,644</td> <td>24,644</td> <td>1,536</td> <td>1,536</td> <td>1,536</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>2,109</td> <td>2,109</td> <td>2,109</td> <td>2,674</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> </tbody> </table>						年度	H27	H28	H29	H30	R1	金額	24,644	24,644	1,536	1,536	1,536	年度	R2	R3	R4	R5		金額	2,109	2,109	2,109	2,674	
年度	H27	H28	H29	H30	R1																								
金額	24,644	24,644	1,536	1,536	1,536																								
年度	R2	R3	R4	R5																									
金額	2,109	2,109	2,109	2,674																									
<p>ウ 県有施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県営住宅再生計画を見直した(平成28、令和3年度実施)。</li> <li>静岡県公営住宅等長寿命化計画を見直した(平成31、令和5年度実施)。</li> <li>上記計画に基づく、改修及び修繕工事を実施している(毎年度実施)。</li> </ul>																													
<p>エ 維持管理経費の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事等の発注時期の見直しや屋上防水と外壁改修工事の同一発注などを行い工事費の縮減に努めた。</li> <li>管理代行者が行う高額修繕部屋の修繕可否や工事内容などを精査した。</li> <li>標準設計により使用材料や仕様などを統一化した。</li> </ul>																													
課題	<p>ア 県有施設の総量適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建替事業を行うことで、住戸数及び面積を削減しているが、入居者調整などにより計画どおりに建替えが進まない事例がある。</li> </ul>																												

	<p>イ 施設の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・余剰地売却は、様々な手続き（境界確定、法定外公共物の処理、分合筆、建築基準法の手続きなど）が必要で、時間を要する。</li><li>・立地条件などが悪い余剰地は入札不調となり、不要な土地の処分が進まない。</li></ul> <p>ウ 県有施設の長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長寿命化のための計画修繕を作成、実施しているが、近年の物価高騰による影響により、計画通りの修繕を行うことが難しい。</li></ul> <p>エ 維持管理経費の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・物価高騰により維持管理費が増加するため、コスト縮減の取組が必要である。</li></ul>
--	---

○職員住宅（知事）

区分	内容																			
成果	<p><b>ア 県有施設の総量適正化</b>            知事部局職員厚生課所管の職員住宅では、職員住宅の目的を「県の業務遂行における要因」に限定し、それ以外は、建設後 40 年を目処に段階的に廃止している。延床面積の削減量は令和 5 年度末で 0.8 万㎡、削減率は△21.8%となった。            令和元年度から 30 年間の削減量の目標が△2.8 万㎡であるため、順調に延床面積の削減が進んでいる状況といえる。</p> <p style="text-align: right;">（単位：万㎡）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">現状 A (R 1)</th> <th style="width: 15%;">目標 B (R31)</th> <th style="width: 15%;">削減量 B-A</th> <th style="width: 15%;">実績 C (R 5)</th> <th style="width: 15%;">削減量 D C-A</th> <th style="width: 10%;">削減率 D/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員住宅 (知事部局)</td> <td>3.6</td> <td>0.7</td> <td>△2.9</td> <td>2.8</td> <td>△0.8</td> <td>△21.8%</td> </tr> </tbody> </table>						区分	現状 A (R 1)	目標 B (R31)	削減量 B-A	実績 C (R 5)	削減量 D C-A	削減率 D/A	職員住宅 (知事部局)	3.6	0.7	△2.9	2.8	△0.8	△21.8%
	区分	現状 A (R 1)	目標 B (R31)	削減量 B-A	実績 C (R 5)	削減量 D C-A	削減率 D/A													
職員住宅 (知事部局)	3.6	0.7	△2.9	2.8	△0.8	△21.8%														
<p><b>イ 施設の有効活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への周知強化や入居率の低い住宅における入居形態の拡充による入居率向上</li> <li>・入居率の低い住宅の一部への在宅勤務用のワークスペースを設置、公立大学法人への空き室の貸付け</li> <li>・教育委員会や警察本部との職員住宅の共同利用による双方の住宅の入居率向上</li> </ul> <p><b>ウ 県有施設の長寿命化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も管理する職員住宅について、目安の修繕周期を迎え、劣化や損傷が激しいものから順次大規模修繕を実施し、建物の長寿命化を図った。</li> </ul> <p><b>エ 維持管理経費の最適化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者からの修繕要望等について適宜に対応した。</li> <li>・空室時に各部屋の不具合を解消し、入居者の良好な居住環境の確保に努めた。</li> </ul>																				
課題	<p><b>ア 県有施設の総量適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となる職員住宅は引き続き、段階的に廃止する必要がある。</li> </ul>																			
	<p><b>イ 施設の有効活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き室の有効活用を図る必要がある。</li> </ul>																			
	<p><b>ウ 県有施設の長寿命化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期方針に基づき長期的に使用する住宅は、大規模修繕による長寿命化が必要である。</li> </ul>																			
	<p><b>エ 維持管理経費の最適化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価高騰等により維持管理費が増加しているため、費用の最適化が必要である。</li> </ul>																			

○職員住宅（教育）

区分	内容														
成果	<p><b>ア 県有施設の総量適正化</b>            教育委員会教育施設課所管の教職員住宅では、静岡県教職員住宅管理計画に基づき、小規模住宅（1棟6戸以下）においては建築後RC造で35年、木造で30年以上を経過し入居者がいない場合、大規模住宅（1棟7戸以上）においては建築後40年を目途に入居者がいない場合に廃止した結果、職員住宅（教育）における延床面積の削減量は、令和5年度末で0.5万㎡、削減率は△11.4%となった。解体（廃止）の条件の整った住宅を前倒して解体（廃止）したことにより、削減ペースは早まっている。            令和元年度から30年間の削減量の目標が、△1.1万㎡であるため、順調に延床面積の削減が進んでいる状況といえる。</p> <p style="text-align: right;">（単位：万㎡）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状A (R1)</th> <th>目標B (R31)</th> <th>削減量 B-A</th> <th>実績C (R5)</th> <th>削減量D C-A</th> <th>削減率 D/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員住宅 (教育)</td> <td>4.4</td> <td>3.3</td> <td>△1.1</td> <td>3.9</td> <td>△0.5</td> <td>△11.4%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A	職員住宅 (教育)	4.4	3.3	△1.1	3.9	△0.5	△11.4%
区分	現状A (R1)	目標B (R31)	削減量 B-A	実績C (R5)	削減量D C-A	削減率 D/A									
職員住宅 (教育)	4.4	3.3	△1.1	3.9	△0.5	△11.4%									
	<p><b>イ 施設の有効活用</b>            ・知事部局及び警察本部との職員住宅の共同利用を実施した。</p> <p><b>ウ 県有施設の長寿命化</b>            ・今後も維持管理する住宅の外壁、屋上防水、給水管について損傷状況に応じて、修繕を実施した。</p> <p><b>エ 維持管理経費の最適化</b>            ・小規模修繕について、必要最低限の内容で実施した。            ・共用部の照明器具について、一部でLED化を進めた。</p>														
課題	<p><b>ア 県有施設の総量適正化</b>            下田や松崎の賀茂地区、川根や佐久間の中山間地などのへき地にある住宅は、学校のあり方及び教職員数の減少によって、住宅の需要や必要性が大きく左右される。</p> <p><b>イ 施設の有効活用</b>            一部の施設で知事部局との共同利用を実施したが、県全体で見ると十分とは言えない。</p> <p><b>ウ 県有施設の長寿命化</b>            今後も維持する住宅で建築後50年を超えるものもあるが、住環境改善のための改修や必要な修繕が十分にできていない。</p> <p><b>エ 維持管理経費の最適化</b>            学校のあり方及び教職員の増減によって、住宅の需要や必要性が大きく左右されるため、中長期的な修繕計画が立てにくい。</p>														

○職員住宅（警察）

区分	内容														
成果	<p><b>ア 県有施設の総量適正化</b></p> <p>令和元年度に警察職員住宅管理計画を策定し、同計画に基づき建築後 40 年を経過し老朽化が著しい職員住宅を廃止（解体・建物付き売却）した結果、警察職員住宅における延床面積の削減量は令和 5 年度末で 1.7 万㎡、削減率は△16.3%となった。</p> <p>令和元年度から 30 年間の削減量の目標が△5.3 万㎡であるため、順調に延床面積の削減が進んでいる状況といえる。</p> <p style="text-align: right;">（単位：万㎡）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状 A (R 1)</th> <th>目標 B (R31)</th> <th>削減量 B-A</th> <th>実績 C (R 5)</th> <th>削減量 D C-A</th> <th>削減率 D/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員住宅 (警察)</td> <td>10.4</td> <td>5.1</td> <td>△5.3</td> <td>8.7</td> <td>△1.7</td> <td>△16.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、同計画において具体的な取組内容は 5 年ごとに定めており、次期 5 年間（R 6～R10）の整備計画を策定し、現在削減に取り組んでいる。</p> <p><b>イ 施設の有効活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事部局及び教育委員会の職員住宅の共同利用を実施した。</li> </ul> <p><b>ウ 県有施設の長寿命化</b></p> <p>改修・更新等については、今後も継続利用する職員住宅の中で、定期点検の実施結果や不具合の発生した設備の状況を考慮し、重要度・緊急度が高いものの維持補修を実施した。</p> <p>具体的な大規模修繕の周期については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上防水・外壁工事は 20 年</li> <li>・給水管補修は 25 年</li> </ul> <p>を目安とし、職員住宅の中で修繕周期を迎えたものや、劣化や損傷が激しい住宅から順次維持補修を実施している。</p> <p><b>エ 維持管理経費の最適化</b></p> <p>小規模修繕については、職員住宅を管理している各所属において必要な修繕を随時行った。</p> <p>また、修繕にあたっては、定期点検・消防点検などで指摘を受けたものを優先的に執行した。</p>	区分	現状 A (R 1)	目標 B (R31)	削減量 B-A	実績 C (R 5)	削減量 D C-A	削減率 D/A	職員住宅 (警察)	10.4	5.1	△5.3	8.7	△1.7	△16.3%
区分	現状 A (R 1)	目標 B (R31)	削減量 B-A	実績 C (R 5)	削減量 D C-A	削減率 D/A									
職員住宅 (警察)	10.4	5.1	△5.3	8.7	△1.7	△16.3%									
課題	<p><b>ア 県有施設の総量適正化</b></p> <p>職員住宅を取巻く状況変化に応じるため、具体的な取組については 5 年ごとに定めているが、年次計画どおりの削減が難しい。</p>														

イ 施設の有効活用

老朽等の理由により計画的に廃止を行う中で、警察で不足する戸数を知事部局及び教育委員会の職員住宅を利用し賄う計画であるが、それぞれの職員住宅の利用状況との調整もあり、早期利用が難しい。

ウ 県有施設の長寿命化

長寿命化のための修繕要望がある職員住宅については、今後の使用期間を考慮した上で計画を立て修繕を実施している一方で、計画外で急な修繕を要することもあり、計画通りの修繕が難しい。

エ 維持管理経費の最適化

入居環境の充実のために必要な維持管理のうち、老朽化した職員住宅については経費削減の観点から残存期間を考慮した対応を取らなければならない、維持管理に限界がある。

## はじめに

**インフラ** インフラストラクチャーの略。国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設を指すが、通常は道路、河川、橋梁、鉄道からガス、電話など社会生活基盤と社会経済産業基盤とを形成するものの総称としてこの語が使用される。

**公共施設等** 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物という。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。

## 第1章

**維持** 更新、改修、修繕以外の耐用年数の延長を伴わない保全行為。

**修繕** 劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。

**改修** 劣化した公共施設等の性能・機能について原状（初期の水準）を超えて改善すること。

**更新** 構造物全体又は部位・部材を作り替える行為。

**維持管理** 維持、修繕、改修及び日常的な巡視、点検等の行為。

**施設アセスメント** 複数の指標により施設の価値を評価すること。

**全体最適** 個別の領域での効果の最大化である部分最適に対して、全体における効果の最大化のこと。

**複合化** 一つの土地・建物に複数の施設を集合させること。

### 予防保全

#### a. 構造物系予測計画型

施設の使用中の不具合の発生を未然に防止するために規定の間隔又は基準に従って修繕等を実施し、施設の機能劣化又は不具合の確率を低減するために行う保全。

#### b. 構造物系状態監視型

施設の使用中の不具合の発生を未然に防止するために、状態監視に基づき行う保全。

#### c. 設備系状態監視型

設備の使用中の故障の発生を未然に防止するために、状態監視に基づき行う保全。

#### d. 設備系時間計画型

定められた時間計画に従って遂行される予防保全。

### 事後保全

#### a. 構造物系事後保全型

施設の不具合発見後、要求機能遂行状態に修復させるために行う保全。

#### b. 設備系事後保全型

故障発見後、設備を要求機能遂行状態に修復させるために行う保全。

**LCC(ライフサイクルコスト)** 製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを施設の生涯と定義して、その全期間に要する費用を意味する。

**PPP** Public Private Partnership の略。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。

**PFI** Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

**オープンデータ** 行政や公的機関が蓄積した情報を、誰もが自由に利用できるようにしたデータ。

**ファシリティマネジメント** ファシリティを資産と捉え、経営的視点で総合的に企画、管理、活用すること。

**ファシリティ** 施設（土地・建物）とその環境。

## 第2章

**アセットマネジメント** インフラを資産として捉え、資産の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、効果的・効率的な維持管理・更新等を行うこと。

**ダウンサイジング** サイズ(規模)を小さくすること。

**PDCA** 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善する。

**データドリブン** データを総合的に分析し、将来予測、企画立案、意思決定などに役立てること。

## 第3章

### (インフラ資産)

**施設** 道路施設、河川施設、港湾施設など工種の総称。

**事業** ○○橋の床版補修事業、○○ダムの機械設備補修事業など工種を形成する一部分の修繕事業のこと。

### (公共建築物・土地)

**ネーミングライツ** 施設などに愛称をつけることができる権利。

**県有施設等** 県が所有する施設その他国市町が所有する施設。

